

令和7年度

# 事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

# 目 次

御挨拶 .....	1
<b>第1編 事業報告 .....</b>	<b>5</b>
<b>第1章 事業活動の概要 .....</b>	<b>5</b>
<b>第2章 業務に関する事項 .....</b>	<b>16</b>
1 協会員に関する事項 .....	16
2 金融・資本市場活性化への対応 .....	17
3 各種要望 .....	22
4 調査・研究に関する事項 .....	27
5 証券知識の普及・啓発に関する事項 .....	31
6 株式市場等に関する事項 .....	33
7 公社債市場等に関する事項 .....	34
8 外国証券等に関する事項 .....	35
9 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項 .....	36
10 投資勧誘等に関する事項 .....	36
11 研修・資格試験に関する事項 .....	38
12 監査・モニタリング等に関する事項 .....	40
13 あっせん・苦情相談に関する事項 .....	46
14 国際資本市場に関する事項 .....	48
15 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項 .....	50
16 地区協会に関する事項 .....	50
17 内部統制に関する事項 .....	51
18 内部監査に関する事項 .....	51
19 その他 .....	52
<b>第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等 .....</b>	<b>53</b>
<b>第2編 財務報告 .....</b>	<b>66</b>
<b>監査報告書 .....</b>	<b>111</b>
<b>第3編 資 料 .....</b>	<b>112</b>
1 協会員に関する状況 .....	112

2	協会の従業員等の状況	116
3	特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の状況	119
4	株主コミュニティの状況	120
5	株式投資型クラウドファンディングの取扱状況	121
6	フェニックス銘柄の状況	121
7	上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	122
8	時価発行公募増資の実施状況等	123
9	公社債の状況	125
10	店頭CFDの状況	129
11	外国証券に関する事項	130
12	研修・資格試験の実施状況	132
13	金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	141
14	税務相談に関する事項	142

~~~~~

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| ○ | 会員名簿               | 143 |
| ○ | 特定業務会員名簿           | 146 |
| ○ | 特別会員名簿             | 147 |
| ○ | 理事会・常勤役員等名簿        | 149 |
| ○ | 会議・委員会委員等名簿        | 151 |
| ○ | 地区協会関係名簿           | 166 |
| ○ | 事務局機構              | 176 |
| ・ | 主要会議体の機能と構成及び事務局組織 | 176 |
| ・ | 本部、地区協会所在地         | 177 |



御 挨拶

会 長 日比野 隆司

この度、令和7年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場を振り返りますと、四半世紀にわたり続いたデフレ経済から、賃上げを伴うインフレ経済への移行、そして、企業における資本効率及び株価を意識した経営の浸透等を背景として、10月には日経平均株価は5万円台にまで上昇し、その後も底堅さを見せました。年明け以降は、衆議院選挙の結果を受けた政策運営の安定性が好感され、終値で58,000円台へ到達するなど史上最高値を更新する場面が多く見られました。

年度末にかけては中東情勢等の緊迫化を受け、値動きの不安定な局面に転じましたが、それでも、年度初と年度末を比較すると、日経平均株価は15,439円(43.3%)の上昇となりました。

また、債券市場におきましては、政策金利正常化の流れを受けて長期金利も上昇基調となり、10年債利回りが19年半ぶりに2%台に達するなど、国内金融市場全体が新たな局面に移行しました。こうした金利環境の変化は、公社債市場を含め、企業金融全般にも影響を及ぼすものとして、株式市場とともに注視すべき動きとなっております。

個人の投資という観点では、NISAが引き続き大きな推進力となりました。今や、成人の約4人に1人がNISA口座を開設するなど、制度拡充の効果が広がっております。本協会が、証券会社10社に行ったヒアリングでも、買付額は前年を上回るペースで推移しており、この流れの定着が確認されております。

こうした動きを反映し、日本銀行の資金循環統計(7年12月末時点)では、家計金融資産は過去最大を更新し、家計金融資産に占める現預金比率は9月末の時点で18年ぶりに50%を割り込み、12月末時点では48.5%となりました。「貯蓄から投資へ」の動きが本格軌道に乗ったことを示す象徴的なデータと言えます。

このように、「貯蓄から投資へ」の流れが一段と本格化した年であったといえますが、この流れをより確かなものとするには、投資が企業の成長、さらには日本経済全体へ波及し、その成果が家計に還元される「インベストメント・チェーン」の好循環を形成することが不可欠です。

また、より広い視野での社会的課題解決への貢献、具体的には、少子高齢化、地方創生、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、グリーン・トランスフォーメーション(GX)といった我が国が抱える中長期的な課題にも応えていかなければなりません。

このような思いから、「貯蓄から投資、その先へ」をスローガンに掲げ、各種の取組みを推し進めてまいりました。ここではその中から、「国民の安定的な資産形成の推進」、「資本市場の更なる機能発揮」及び「資金循環を支える証券業界のレベルアップ」につきまして所見を申し述べます。

## **（国民の安定的な資産形成の推進）**

7年5月に公表した「新NISA開始後の利用動向に関する調査」によって、NISA利用者の約4割が年収300万円未満の方々であり、また、投資資金の出所は主に預金や給与所得、年金であることが分かりました。単に既存の投資資金が非課税枠に移動したということではなく、預貯金として滞留していた資金が投資へと動き出していることを示しており、NISAが幅広い層にとって、資産形成の入り口として制度趣旨に沿った形で活用が進んでいます。

しかし、冒頭に触れたとおり、NISA口座の開設者数は成人の約4人に1人であり、裏を返せば、残りの4人に3人には制度活用の余地があるということを示しています。本協会では、NISAを国民的な資産形成支援制度としてさらに大きく育てていくため、若者から高齢者まで全世代にとってより使いやすい制度とするための制度改善要望を行ってまいりました。

7年12月に発表された税制改正大綱においては、NISAの更なる利便性の向上に向けた制度整備として、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃して未成年でも利用できるようにすることや、対象商品を拡充することなどが図られることとなりました。NISAを通じて一層国民の資産形成が図られるよう、引き続き関係各所と連携してまいります。

そして、もう一つ国民の資産形成推進を図る上で重要な要素として、国民の金融リテラシー向上が挙げられます。日本銀行が「物価安定目標」として掲げる2%を上回る物価上昇が4年以来続いています。これは、個人金融資産における1,100兆円以上もの現預金が時々刻々と実質的な目減りを続けていることを意味しています。

NISA制度の拡充とマクロ経済環境の大きな変化が進む今、金融経済教育の推進により国民の金融リテラシーが高まれば、証券投資は自ずと活発化していくはずで。

こうした中、本協会は金融経済教育推進機構（J-FLEC）との連携を通じて金融経済教育の推進にも取り組んでまいりました。より多くの方々に資産形成へ目を向けていただくためには、職域や地方、学校などで教育を受けられる機会の提供が重要であり、「中立・公正性」という強みを持つJ-FLECを積極的に活用いただくべく、引き続きJ-FLECとしっかりと連携してまいります。

さらに、金融リテラシーの向上は、業者や商品を選別する投資者の眼を育て、金融市場の健全な成長を促します。逆にリテラシーが低い状態は、金融商品の展開の制約要因にもなりうるため、金融経済教育の推進が我が国証券市場の発展にとっても非常に重要な取組みであると言えます。

また、フィッシング等による証券口座への不正アクセス・不正取引が急増するなど、投資家の資産形成を脅かす新たなリスクが顕在化しました。こうした状況を踏まえ、セキュリティ水準の向上を目的として、7年10月に「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を改正しました。インターネット取引サービスを提供する証券会社におけるフィッシングに耐性のある多要素認証の実装及び必須化など、不正アクセス・不正取引対策の強化を図り、投資家が安心して証券取引を行うことができる環境の実現を目指しています。

## **（資本市場の更なる機能発揮）**

本協会では、スタートアップ企業への資金供給のため「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」を運営しています。この制度を通じた取引の累計額は、8年2月末で約3,400億円と徐々に利用実績を積み上げてきました。しかし、J-Shipsは大規模取引も期待される制度であり、未だ活用の余地があるといえ

るため、引き続き積極的な制度周知によって実績を増やしていくことができるよう取り組んでまいります。

また、7年10月に「スタートアップフォーラム」を開催いたしました。イベントを通じ、日本と海外のスタートアップ企業等への成長資金供給の現在地を関係者間で広く共有するとともに、日本のスタートアップ企業への成長資金供給促進に向けた課題・認識を共有するなど、スタートアップ企業への資金供給活性化に向けた取組みを進めてまいりました。

他方、直接金融がより厚みを持ち、間接金融に並ぶ資金供給の軸となるには、社債市場の拡充も重要な課題となります。

現状、日本企業の資金調達の間接金融偏重となっていますが、我が国金融システムのレジリエンスを高める観点からも、間接金融と直接金融が両輪をなす形が理想的です。本協会は、7年6月の「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」制定やコベナンツに係る実務慣行の整理、社債管理補助者業務の整理などを通じ、社債市場活性化に向けた取組みを続けています。

こうした中、7年は、投資家保護の観点ら、社債管理補助者を設置のうえ、コベナンツを活用した社債の発行が12件あり、取組みの成果が表れてまいりました。

社債投資がより投資家にとって魅力的になっていくよう、金利のある環境の復活を契機に、社債市場活性化の取組みを強力に進めていきたいと考えています。

### **（資金循環を支える証券業界のレベルアップ）**

本協会では、8年3月、「貯蓄から投資へ」の流れが確実に進展しているという変化を捉え、証券業界がさらに成長し、より高い倫理観と専門性をもって国民の信頼に応えられるよう、各協会員において常に銘記し、創意工夫を凝らしながら取組みを進めることが重要と考えられる事項について取りまとめた「動き出した『貯蓄から投資』、その先を見据えて」（理事会決議）を制定しました。また、会員向け研修コンテンツの充実による職業倫理・専門性を磨くための取組みやサイバーセキュリティ対策の向上支援、ミドル・バックオフィス業務効率化、DX・AIの活用など、業界全体のレベルアップに取り組んでまいりました。

中でも、ミドル・バックオフィス業務の効率化については、6年5月に「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」を設置し、検討を続けてまいりました。そして7年6月に取りまとめた報告書において、相続手続き事務、外国株式コーポレートアクション事務及び口座開設手続きアプリ開発の3つの業務については、業務効率化のために外部委託の集約化を行うことが適当とされ、また、事務処理・手続きの効率化及びコスト最適化を行うための中間組織（業務基盤監理株式会社）を設立することが適当とされました。

この報告書の提言を受け、8年1月に会員（又は同グループ会社）35社及び本協会の出資により「証券業務基盤監理株式会社」が設立され、今後、順次サービスが開始される予定です。

このように、資金循環を支える証券業界のレベルアップを図ることで、資産形成から企業成長、そして日本経済活性化へと繋がる流れを構築していきたいと考えています。

以上が令和7年度の本協会の主要課題に対する取組み状況と今後の対応方針でございますが、本協会といたしましては、貯蓄から投資の加速によって供給されるリスクマネーが、その先、つまり日本企業

の成長、ひいては日本経済を支えていくために、資本市場、直接金融がより一層役割を果たしていく局面にあると考え、様々な事案に関し全力を注いでまいります。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、投資者からの信頼のより一層の向上と証券市場の機能強化に向けて、次の6つの重点課題に取り組んだ。各課題の主な取組み内容は以下のとおり。

### 1 国民の安定的な資産形成の実現のための取組み

#### (1) 中長期的な資産形成の促進

##### ① 「貯蓄から投資」の流れを確かなものにしていくための取組み

7年5月、「新NISA開始後の利用動向に関する調査」の調査結果を取りまとめた。新NISAで金融商品を購入した者における購入・売却金額、銘柄数、商品とその理由、損益等、従来の調査では明らかにされていなかった新NISA利用者の属性分析の精緻化等を行い、調査結果の解像度の向上を図ることで、新NISAの利用動向の実態把握を行った。

7年6月、新NISA元年を契機として、1年間のNISA利用状況等についてのファクトとともに、資産形成の推進に関するワーキング・グループ委員による客観的な分析等を交えた「新NISA白書2024」を新たに発刊、公表した。

7年9月、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の調査結果を取りまとめた。新NISA口座の開設率が前回調査時の6割弱から8割強へ大幅に増加したことや、相場急落を踏まえても投資行動に大きな変化がなかった層が7割以上であること等の情報発信を行い、国民の資産形成意識の向上に努めた。

「NISA口座の開設・利用状況」について、全証券会社版を半期に一度、証券会社10社版を毎月公表し、タイムリーな情報発信に努めた。

7年10月、「NISA推進・連絡協議会」を開催し、NISA取扱業者の便宜及び職場つみたてNISAの普及促進等に資するため、クレジットカード決済が利用できる旨を明確化するよう、「職場つみたてNISAに関するガイドライン」等の一部を改正した。

「資産形成の推進に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえ、「新NISA開始後の利用動向に関する調査」データを活用し、NISAに興味をもった人（NISA利用者を含む）が年齢や職業等の自分の属性を入力すると、その属性に類似した人々のNISA利用状況が表示されるウェブサイトによる情報発信、職場つみたてNISA導入企業へのヒアリングを通じた職域におけるNISA推進策の検討を進めた。

##### ② NISA制度に係る特設サイトの運営、パンフレットの提供、CM動画の配信・放送等の広報活動

6年からのNISA制度に対応した特設サイトの運営やパンフレットの提供を継続的に実施した。

制度への気づき・理解向上に資するCMを音声メディアのPodcastで配信したほか、ウェブやテレビでの動画広告を継続的に配信した。

「NISAの日（2月13日）」をきっかけに、NISAの認知・理解を深めてもらうとともに、資産形成・証券投資の重要性についての理解促進を図るため、「NISAの話をしよう」をコンセプトとした「NISAの日」企画（①SNSキャンペーン、②オリジナルショートドラマの配信）を実施した。

(2) 国民の金融リテラシー向上に向けた、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の運営の支援・協働

6年7月、本協会が実施していた金融・証券教育支援事業をJ-FLECに移管し、以降、職員の出向等の人的支援や運営費等の資金拠出を行っているほか、各地区協会において、金融広報委員会等の関係者と連携しながら、J-FLECからの受託業務（J-FLECの広報活動、一般・教員向けセミナー（17回）やブロック協議会（7会場））を企画・実施した。

7年7月、11月及び8年3月、金融・証券教育支援委員会を開催し、J-FLECの理事を招いた上で、J-FLECの事業実施状況等に関する聴取・意見交換を行った。

7年8月、経団連に対しJ-FLECとの連携を働きかけた。この結果、J-FLECは11月に経団連の幹事会における講演、12月に経団連の機関紙への寄稿の機会を得た。

7年7月から9月にかけて、府県庁（1府4県）の副知事等を訪問し、職員向け研修等でのJ-FLEC講師派遣制度の活用を働きかけた。この結果、J-FLECはすべての訪問先から申し込みを受けた。

金融広報委員会等に対し、「金融広報委員会とその委員団体等が連携したイベント」の実施に向けた働きかけを行った。

7年11月及び8年3月、学校教育関係者及び証券会社の金融経済教育担当者等を交えた「資産形成教育に関する研究会」を開催し、学校における資産形成教育の現状や課題について意見交換等を行った。

(3) 資産形成支援制度の改善、利便性の向上

① NISA制度の拡充及び利便性向上に向けた取組み

令和8年度税制改正大綱において、NISA制度の更なる利便性向上に係る所要の措置（①つみたて投資枠における対象年齢等の見直し、②対象商品の拡充等、③顧客の所在地確認の手続きの廃止等）が講じられることとなった。

また、令和7年度税制改正において措置された事項等の改正内容を踏まえ、税法や国税庁の通達で明確化されていない事項について、税務当局等に確認のうえ取扱いを取りまとめた。

② 確定拠出年金制度（企業型DC、iDeCo）の普及に向けた取組み

令和8年度税制改正要望において、確定拠出年金制度の拡充等を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行い、令和8年度税制改正大綱において、確定拠出年金制度における特別法人税の停止措置の適用延長が講じられることとなった。

(4) 高齢者の資産活用と円滑な世代間移転のための取組み

家族サポート証券口座の導入を検討する会員に対し、制度説明や導入の支援を行うとともに、社内態勢を含めた審査を行い、6社が取扱いを開始した（8年3月現在）。

また、制度周知のためのリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、関係各方面に配布した。

令和8年度税制改正要望において、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税に関する税制優遇措置や相続税評価額の見直し等を掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

(5) インターネット証券口座における不正アクセス・不正取引に対する対応

インターネット取引における、フィッシング等による不正アクセス・不正取引等の急増を踏まえ、7年10月、フィッシングに耐性のある多要素認証の実装、必須化等、セキュリティ水準の向上を目的として、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を改正し、同月施

行した。

7年11月、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインの改正について」の説明会を実施した。

(6) 有価証券投資に関連した詐欺への対応

特設サイト、協会公式 SNS、コールセンターの運営、リーフレットやポスターの配布・掲示等を通じて、有価証券投資に関連した詐欺に関する注意喚起を実施した。

また、各都道府県警察等と連携し、街頭注意喚起イベントを行った。

(7) 個人投資家の投資環境の改善に向けた取組み

令和8年度税制改正要望において、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引等にまで拡大することを掲げ、要望実現に向けて関係各方面への働きかけを行った。

## 2 我が国の資本市場の機能・競争力の強化のための取組み

(1) 金融イノベーションの進展への適切な対応

協会のトークン化有価証券の取扱い時に、協会規則や監督指針に照らし、各社の業務内容や取り扱う商品に応じた態勢整備等についてモニタリングを行った。

(2) 特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の利活用に向けた取組み

7年4月、J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

8年3月、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容を踏まえ、特定証券情報の実務負担の軽減（記載に代えることができる添付書類の範囲の拡大）を図るため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

8年3月末時点で、制度施行当初からの累計で89件、約3,716億円の取扱いがあった。

J-Shipsの更なる活性化のため、東京証券取引所等と連携し、全国各地にて実施しているセミナー等において、継続的な周知活動を行った。

(3) スタートアップへの成長資金供給促進のための環境整備

7年4月、令和6年金融商品取引法等改正において措置された「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部を改正し、5月施行した。

7年7月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する法人特定投資家への勧誘規制の見直しに関して、必要な対応を行う観点から、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

7年9月、非上場株式の取引活性化について取りまとめた「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（金融庁と共催）報告書を公表した。

7年10月、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において準特定投資家（特定投資家の移行要件を満たし一定のリスク許容度等を有する投資者）への投資勧誘制度の創設等について説明を行い、同ワーキング・グループが12月に取りまとめた報告において、特定投資家私募の勧誘の相手方として潜在的特定投資家（準特定投資家）を含めること及び有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円へ引き上げること等について方向性が示された。

8年3月、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容に基づき、以下の対応を行った。

- ①スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引を促進する観点から、対象顧客を一般投資家以外の者のみに限定した場合における情報提供義務等の一部適用の緩和を行うため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。
- ②スタートアップ企業等への成長資金供給を拡大するため、特定投資家及び準特定投資家に対する新たな投資勧誘制度の創設等や、店頭有価証券の原則勧誘禁止の見直し等を行うため、「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等に係るパブリックコメントの募集を行った。

#### (4) 非上場株式等の取引制度等に係る周知活動の強化

7年7月、スタートアップ資金供給推進室を創設し、非上場株式取引の活性化に関する対応について、証券会社や関係機関等と意見交換を行った。

7年10月、日本のスタートアップ企業への成長資金供給促進に向けた課題・認識を共有することを目的に、金融庁「Japan Weeks」の一環として、「スタートアップ フォーラム」を開催した。

J-Ships、株主コミュニティ制度及び株式投資型クラウドファンディング制度等の非上場株式等の取引制度について、東京証券取引所等と連携し、全国各地にてセミナー等により継続的な周知活動を行ったほか、これら制度の取扱状況について週次・月次で公表を行った。

#### (5) 社債市場の活性化に向けた環境整備

7年6月、「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」を策定した。同年9月に同ガイドラインが適用され、証券会社において、引受業務を通じたコベナンツ付与状況の確認が行われるようになったことから、その運用状況について注視した。

経済産業省「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」に委員として参加し、社債の活用領域拡大に向けた政策の方向性に係る検討に協力した。同研究会において問題提起された事項については、今後、本協会としても適切な対応を進める予定である。

7年11月、社債の取引情報の報告・発表制度における発表対象銘柄の範囲を拡大した。

拡大後の状況を注視しつつ、引き続き「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、社債の取引情報の報告・発表制度について定期検証を行い、発表対象銘柄や発表事項等の見直しの必要性について検討を行った。

#### (6) 市場機能維持のための訓練の実施

BCP ウェブシステムの円滑な運営を行うとともに、7年11月、同システムを活用した三市場（証券市場、短期金融市場、外国為替市場）による合同訓練を実施し、情報連絡体制の再確認を行った。

#### (7) 株式の決済期間の短縮化（T+1化）にかかる情報収集

海外主要市場における、株式の決済期間のT+1への移行に係る実施状況及び検討状況について、関係機関と連携しながら情報収集を行った。

#### (8) 金融審議会ワーキング・グループへの参加

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」「ディスクロージャーワーキング・グループ」にそれぞれオブザーバーとして出席し、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、意見を述べた。

いずれのワーキング・グループにおいても、7年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、

報告書が公表された。

### 3 証券業界のサステナビリティ推進等による社会との連携のための取組み

#### (1) 経済的に厳しい状況にあるこども等への更なる支援に向けた取組み

8年3月、「こどもサポート証券ネット」（証券会社61社、NPO法人等50団体参加）により、米や長期保存可能な食品を中心に累計3,974件の支援が成立した。

（一社）全国銀行協会とのMOUに基づき、証券業界・銀行業界におけるこども・若者の貧困問題への取組みの機運を一層高めることを目的として、7年12月から8年1月にかけて、両会員役職員等から持ち寄られた食品及び生活用品をこどもや若者の貧困問題に関する取組みを行っている団体に寄付する取組みである「物資支援プロジェクト」を実施し、（一社）全国銀行協会の会員及び事務局を含め、全国34団体に段ボール約587箱の支援を行った。

「こどものみらい古本募金」について、会員109社の協力のもと、約1,050店舗の証券会社店舗等に古本等回収ボックスを設置し、30年10月から8年3月末までに、5,516,845円（182,852冊）の寄付を行った。

会員が実施する株主優待等を活用して、SDGsに係る社会的課題に取り組む者を支援し、SDGsの達成に資することを目的に元年4月に設置した「株主優待SDGs基金」に関し、会員等20社より30,973,777円の拠出を受け、「WFP国連世界食糧計画」及び「こどもの未来応援基金」へ寄付した。また、本取組みの更なる発展に向け、本基金を8年3月末に廃止し、（一社）全国銀行協会と協働して、8年4月に（一社）株主優待こども・若者貧困対策支援機構を設立する予定である。

#### (2) 証券市場や証券会社の機能、役割の理解促進及び関係者との連携強化

10月4日の「証券投資の日」をきっかけに、広く証券投資の意義・目的の理解促進を図るため、「証券投資の日」イベント（トークショーと謎解きコンテンツを通して大学生とタレントが共に証券投資について学ぶイベント）を開催し、本イベントに係るアーカイブ動画を公開した（総再生回数：703,943回）。

証券会社・証券業界の業務や役割、社会的意義等のより一層の理解促進を図るため、大学生向けの業界PRイベント（証券業界・証券会社に関するクイズラリー）を開催したほか、特設サイト（「ギャップがすごいゾ！証券業界」）に証券会社の業務を紹介するマンガを掲載し、SNS広告等により周知を行った。

本協会で開催している「大学生向け業界研究講座」の活動（下記参照）と連携し、講義を実施した大学に、業界の魅力向上に資する制作物（上記特設サイトのパンフレット等）や証券業界のマスコットキャラクターである「とうしくん」のグッズを配布した。

証券業界を身近に感じてもらうため、「とうしくん」のボールチェーンを製作し、ぬいぐるみとともに一般向けに販売した。

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」活動の支援を実施した。同団体は7年12月、「証券ゼミナール大会」を開催し、全国24大学計437名の大学生が参加し論文の発表及び討論を行った。

大学生向けに「証券業界・証券市場ってなんだろう」というテーマで株式会社の資金調達、証券取引所と上場会社、証券会社の業務、証券業界とサステナビリティ等についての出張講座（大学生向け業界研究講座）を実施した（3月末時点で申込14先、実施13先）。

資本市場に係る関係法令や実務、制度の情報収集及びそれらに精通した学者・研究者の育成のため、客員研究員を受け入れ、研究報告等の会合で意見交換を行っている（3月末時点で10回開催）。

アカデミアとの連携を通じて、証券業界への理解を促すとともに、資本市場の調査・研究にかかる情報収集のため、各種学会（証券経済学会、日本FP学会、日本金融学会等）に参加した。

### (3) 誰もが働きがいのある職場環境の整備及び仕事と生活の調和の取れた働き方の推進

働き方改革やダイバーシティを推進していくため、「会長と地区会員代表者との懇談会」や「代表者セミナー」において、会員代表者向けに、働き方改革・ダイバーシティ推進の必要性を訴求するリーフレットを配布し情報発信を行った。

7年10月、高齢者人口の増加に伴う仕事との両立が困難な役職員の離職を防ぎ、働きやすい職場環境づくりを促進するべく、会員役職員の意識醸成を目的とした「仕事と介護の両立サポートセミナー」を開催した。

7年11月、証券業界におけるダイバーシティ推進に向けた役職員の意識醸成を目的とした「証券業界におけるダイバーシティ推進カンファレンス」を開催した。

会員各社の人事担当者同士による人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会の提供を目的とした「人事担当管理職を対象とする業態別意見交換会」を7年7月に対面（東京、大阪及び名古屋）、8年1月にオンラインで開催し、業態別に抱える課題（採用・離職防止、シニア人材の活用等ダイバーシティ推進に関する取組み等）についてそれぞれ意見交換を行った。

## 4 顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性向上のための取組み

### (1) 協会の役職員の職業倫理意識と信頼の一層の向上に向けた取組み

8年3月、「貯蓄から投資へ」の流れが確実に進展しているという変化を捉え、証券業界がさらに成長し、より高い倫理観と専門性をもって国民の信頼に応えられるよう、各協会員において常に銘記し、創意工夫を凝らしながら取組みを進めることが重要と考えられる事項について取りまとめた『動き出した『貯蓄から投資』、その先を見据えて』（理事会決議）を制定した。

倫理をテーマにした研修について、協会員の役職員の階層別・職責別に研修プログラムを提供し、受講促進に取り組んだ。

倫理関連講座をはじめとする研修プログラムの更なる充実及び受講者の利便性の向上を基本方針とする「自主規制に関する研修の基本計画（8年度）」を策定した。

外務員資格更新研修について、職業倫理意識の更なる向上に資する内容や不正行為の顛末を含めた事例紹介の追加を行った。

7年9月、不正のトライアングル等を踏まえた信頼性向上の検討に取り組むため、「協会員の役職員等の一層の信頼性向上に向けた検討会」を設置し、不正事案の実例に対する理解を深めるとともに、外部有識者からの意見も踏まえて検討を行った。

### (2) 協会員のコンプライアンス体制整備の支援

自主規制に関する研修プログラムについて、協会員のニーズを踏まえた研修内容の更なる充実や受講者の利便性の向上について取組みを進めた。

「コンプライアンス相談窓口」において、協会員からの相談を144件受け付け、対応した。また、7年10月、同窓口の開設（5年9月）から2年が経過したことを受け、2年目（6年9月～7年8月）の利用状況について効果検証を行い、協会員に通知した。

### (3) 会員におけるサイバーセキュリティ対策強化に向けた取組み

本協会に報告された証券会社におけるサイバーインシデント事案について、証券会社情報セキュリティワーキング・グループにおいて、四半期毎に対応の概要等を取りまとめ、会員に通知した。

サイバーインシデントの未然防止を図るため、政府、(一社)金融 ISAC、フィッシング対策協議会等から、サイバーセキュリティに係る脅威・脆弱性情報等について能動的な情報収集を行い、会員に通知した。

証券会社のサイバーセキュリティ対策に資するため、政府の各種サイバーセキュリティ演習(Delta Wall 等)への証券会社の参加調整、サイバーセキュリティ対策水準向上のための研修(サイバーセキュリティ研修【応用編】)を企画・実施、JSDA トレーニング・ハブにおける研修動画の配信を行った(3月末時点の配信動画数:11本)。

「サイバーセキュリティ部会」における検討を再開し、チャットプラットフォームの試験運用を開始した。

### (4) AI の活用促進に向けた取組み

金融庁「AI 官民フォーラム」を通じ、生成 AI をはじめとした AI に関連する制度的課題や実務上の論点について情報収集を行い、AI 活用促進に向けた取組みのための検討を行った。

### (5) 適切な自主規制機能の確保

#### ① 機動的・効果的な協会監査

協会の業務、財産の状況や各種情報等に応じた機動的かつ効果的な監査を実施し、法令・自主規制規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況等について点検を行った。

協会員 76 先(会員 46 社(特別監査 1 社)、特別会員 30 機関)に対し監査を実施した。

#### ② 監査後のフォローアップ

フォローアップ室を新設する等業務運営態勢を構築し、協会員に対する監査後の内部管理態勢の整備等についてフォローアップを開始した。

#### ③ インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な対応

現行の内部者登録・照合システム(J-IRISS)はシステムの更改期限(8年5月)をもって運営を終了し、同制度に代わる内部者情報の把握のための制度である「役員等情報データベース提供制度」(8年5月25日運営開始)の円滑な導入に向けて、同データベースの利用申請の事前受付等の各種準備を進めた。

### (6) 証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組み

6年5月に設置した「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」において、同懇談会の下部に設置した部会(サイバーセキュリティ部会、相続部会、外国株式コーポレートアクション部会、口座開設部会、売買審査部会、株式公開買付部会)における検討結果を踏まえ、7年6月、テーマ毎の実務上の課題や課題解決に向けた施策等についての報告書を取りまとめた。本報告書において、相続手続き事務、外国株式コーポレートアクション事務及び口座開設手続きアプリ開発の3つの業務については、業務効率化のために外部委託の集約化を行うことが適当とされ、また事務処理・手続きの効率化及びコスト最適化を行うための中間組織(業務基盤監理会社)を設立することが適当とされた。

本報告書の提言を受け、8年1月、証券会社(又は同グループ会社)35社と本協会が発起人となり、証券業務基盤監理株が設立された。

本協会は、同社の設立にあたり、発起人募集や会社登記申請に係る手続き等の支援を行ったほか、設立後も、同社の適切な運営に資するため、継続的に運営の人的・物的支援を行った。

(7) 会員が抱える課題の解決に向けた取組みの支援会員職員同士の情報交換と営業活動に役立つ

知識習得を目的として、新入社員、若手社員、中堅社員及び女性社員を対象とする集合研修を計6回実施した。

7年10月、業界全体で統一的な対応を図ることを目的として、証券業界におけるカスタマーハラスメント対策共通マニュアル及び対応事例集を作成し、会員に通知した。

7年12月、業界におけるカスタマーハラスメント対応方針を策定し、会員に通知するとともにウェブサイトに掲載した。8年1月、カスタマーハラスメント防止ポスターを作成し、会員に通知するとともにウェブサイトに掲載した。

高齢顧客に適切に対応できる専門人材の育成を目的とした「認知症サポーター養成講座」を計2回実施した。

会員の役職員向け研修サイト「JSDA トレーニング・ハブ」において、役職員の業務に役立つ知識や旬のトピックス、本協会が開催した説明会等に関する研修動画のオンデマンド配信を行った（3月末時点の配信動画数：計99本）。

初任者による基礎知識等の円滑な習得と職場への定着に資するため、金融商品取引法、金融商品・NISA制度を通じた顧客の資産形成、職業倫理や相続対応等の基礎を学習する研修プログラムを提供した。

協会監査において、協会員からの業務改善に向けた取組みについての相談（例えば、法定帳簿の作成プロセスの整備について等）に対し、内容を確認の上、必要な支援を行った。

(8) 規制のスクラップアンドビルドに向けた取組み

これまで金融庁に提出した要望項目について、引き続き当局や関係するワーキング・グループ等との間で協議・連携を行った。

7年12月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の報告が取りまとめられ、要望項目の1つである管理人制度（金融商品取引業者の退出時にその経営陣に適切な業務運営を期待できない場合に限り、国が選任した管理人がその経営陣に代わって金事業者の業務及び財産を管理することを可能とする制度）の創設について方向性が示された。

(9) 販売チャネルの多様化への対応

7年10月、金融商品仲介業者に金融商品の販売・勧誘に係る業務を委託している証券会社を対象に、委託先の管理・監督に係る実務や委託先との連携状況等に関する情報交換の場を提供するため、「金融商品仲介業者への委託業務に関する情報交換会」を開催した。

金融商品仲介業者のコンプライアンス意識の向上を図るため、金融商品仲介業者及び所属協会の役職員を対象として、金融商品仲介業に関するルールや必要な態勢整備にフォーカスして知識を習得できる研修プログラムを提供した。

複数の協会員に対する監査において、委託先管理の実施状況を点検するに当たり、委託先の金融商品仲介業者に直接確認を行った。

(10) 全世代型社会保障制度の構築への対応

政府における全世代型社会保障の構築に向けた医療保険制度等における金融所得の勘案に関する議論の状況について情報収集を行い、会員の業務負担等の観点から必要な検討を行った。

## 5 サステナブル・ファイナンスの促進等を含むグローバルな情報発信・連携の拡充のための取組み

### (1) 我が国資本市場へ投資を呼び込むための日本証券サミットを含めた海外向けプロモーション活動の推進

8年2月、日本市場のプロモーション及び日本への投資促進を目的に、金融庁との連携のもと、(株)日本取引所グループ(JPX)及び国際資本市場協会(ICMA)の共催による官民連携の取組みとして、ロンドンにおいて日本証券サミットを開催した。

### (2) 我が国資本市場における取組みの海外への情報発信・理解促進

7年10月、アジア証券業金融市場協会(ASIFMA)資産運用委員会(於シンガポール)における、アジアの私的年金制度に係るパネルに参加し、情報発信等を行った。

7年11月、金融庁グローバル金融連携センター(GLOPAC)の研修に協力し、新興国等の金融当局職員に対して、本協会の概要及びスタートアップに係る取組みについて、講義・意見交換を行った。

7年7月、英文のアンニュアルレポートを作成し、ウェブサイトに掲載した。

7年7月、英語話者である協会員を対象に、英語による本協会の主要課題の説明会を開催し、本事務年度の主要課題を説明・意見交換を行うとともに、本事務年度の主要課題の英訳資料をウェブサイトに掲載した。

7年10月、8年1月から開始される外務員に関する個人情報開示申請の有償化について、英語版ウェブサイトを通じて周知するとともに、照会対応に係る事務局内の体制を整備した。

### (3) トランジション・ファイナンスを含むサステナブル・ファイナンス等の取組みに係る市場関係者への意義・情報発信、理解促進の働きかけ・支援

7年6月、フランクフルトで開催された国際資本市場協会(ICMA)年次総会カンファレンスにおけるプログラムの一つとして、日本のトランジション戦略の意義等を伝えることを目的とした海外市場関係者向けのラウンドテーブルを開催した。

7年9月、GXの実現に向け、投資家・市場関係者等の市場のステークホルダー全体で、一次情報を通じてGX技術に関する理解を深めることが重要であるとの意識の下、主に機関投資家や証券会社等を対象とした第2回GX技術見学会を開催した。

7年11月、ICMAとの共催により、グリーンボンド原則等の各種原則やサステナブル・ファイナンスの市場動向に関する議論を行うICMA原則年次カンファレンス(11th Annual Conference of the Principles)を開催した。

7年11月、ICMA等主催で開催された「サステナブル・ファイナンスにおけるグローバルリーダーのための研修プログラム」(発行体の実務担当者を含む市場関係者向けにICMAの講師等がICMA原則・ガイダンスの改訂内容や発行実務等について解説)に後援機関として参画した。

7年11月、グリーンボンド原則やソーシャルボンド原則等、直近の主要なICMA原則の翻訳を環境省・金融庁とも連携のうえ作成し、ウェブサイトに掲載した。

8年3月、サステナブル・ファイナンスに携わる市場関係者向けに、GX経済移行債の発行状況、改訂版「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」、「資金充当レポート」、「インパクトレポート」の内容等の理解を深めることを目的とした説明会を、経済産業省、財務省等の協力の下、開催した。

#### (4) 国際的な証券規制動向のフォローと対応

7年11月、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した「プリヘッジ」に係る最終報告書について、その概要を自主規制会議において報告した。また、より多くの協会員にその内容が理解されるよう、7年12月、金融庁担当官を招き関連説明会を開催した。

7年11月、IOSCOが公表した「ネオブローカー」に係る最終報告書について、関連会議体を通じて会員にその概要を周知した。

国際会計基準（IFRS）に関する動向等について、企業会計基準委員会、サステナビリティ基準委員会等を通じて、情報収集等を行った。

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、サステナビリティ情報に関するセーフハーバー検討に関し、意見発信を行った。

#### (5) 海外関係機関との連携・協力の一層の推進

7年5月、カタールにて開催された IOSCO／協力会員諮問委員会（AMCC）の年次総会に参加し、投資家保護、サステナビリティ、フィンテック、金融システムの強靱性強化等に係る IOSCO の議論の状況や今後の計画等について意見交換を行った。

7年6月、11月、8年3月、各国（アルゼンチン、シンガポール、ルーマニア）にて開催されたリテール市場及び投資家教育等に関する IOSCO 第8委員会会合にオブザーバーとして参加し、海外の関係当局とともに、個人投資家の保護に関する新たな課題に係る取組み、各法域及び国際機関における投資教育・普及啓発に係る取組み等について、意見交換を行った。

7年7月及び11月、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）に参加し、参加国の債券市場の規制の枠組みと市場インフラの標準化・調和化に向け、デジタル資産市場の規制枠組みについて意見交換を行った。

7年9月、モンゴルにて開催されたアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会に常任事務局として参加し、本協会の取組み等について説明、情報交換を行った。また、ASF 創設 30 周年という機会をとらえ、今後のアジア・オセアニア地域の資本市場の更なる発展に向けた ASF 「ウランバートル宣言」を採択した。

7年10月、アジアへの投資促進を目的とするイベント「アジア・デー」が金融庁により開催された。本協会は、アジア開発銀行及び(株)日本取引所グループとともに共催機関として参画した。

7年10月に開催された IOSCO 世界投資者週間（WIW）に参画・協力した。ウェブサイトに関連情報を掲載するとともに、日本の証券業界が利用できる WIW 専用ロゴマークを作成し、周知した。また、8年2月、関連するリレーションシップ投資詐欺防止キャンペーンに参画し、関連情報を会員に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。

7年10月、英国にて開催された IOSCO・AMCC 中間会合に参加し、各国当局が注目する現状の課題やリスク等について情報収集を行った。また、併せて開催された規制当局向け研修セミナーにも参加した。同議論の状況については、11月の自主規制会議において報告した。

7年12月、国際的連携・協力、新興市場の支援等を目的として、アジアの13の国・地域から証券市場に係る自主規制機関及び業界団体等計17機関を迎えて、第18回 ASF 東京ラウンドテーブルを開催した。

8年3月、国際証券業協会会議（ICSA）年次総会（於デリー）に参加し、幅広い分野で諸外国における制度や金融業界の状況等に関する意見交換を行った。

## 6 事務局組織のより一層の活性化のための取組み

(1) 業務のスクラップアンドビルド、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用等による効率化の推進

事務局内 RPA（Robotic Process Automation）について、3月末までに18部署55業務のRPA化により、業務の効率化を推進した。（前年度比4業務増）

生成 AI 等により業務の効率化を推進するとともに、AI エージェントを活用することにより業務効率化の概念実証を行った。

各部門、各部室において業務棚卸を実施し、183 件の見直し提案を受けた。その中から、対応可能な重複・非効率な業務を抽出し、情報発信・通知業務の効率化、定型業務・事務手続きの削減や IT・デジタル化を推進した。

(2) サイバーセキュリティ対策等、業務継続体制の維持・向上

サイバー攻撃に関する脅威情報及び脆弱性情報について、収集・分析を行い、本協会のセキュリティ防御対策を実施した。特に本年度はランサムウェア感染時の復旧手順を整備すると共に、復旧訓練を実施した。訓練の結果、洗い出された課題への対応策の検討に着手した。

7年8月、危機想定に対して、本協会業務の影響度分析（BIA）調査を行い、優先継続業務の対象を確定し、被災時における業務継続の実効性の確保を目的とした事務局内訓練を8年2月に実施した。

(3) 職員の能力・資質の一層の向上

定期的に、階層別研修、知識研修、自己啓発等各種研修等を実施するとともに、海外語学学校への留学、会員・行政等との交流等を通じて、職員の人材育成に取り組んだ。

(4) 働きがいのある・働きやすい職場環境整備の推進

7年10月、人事評価の公正性の確保及び職員の士気の高揚を推進し、現状に適した人材の開発及び職務遂行能力の向上を図るため、人事考課制度の見直しを行った。

職員のワークライフバランスの向上のため、残業削減・有給休暇取得に向けた取組みを継続的に実施するとともに、引き続き、育児や介護の際に休暇等の制度を利用しやすい環境作りを行った。

以 上

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会に関する事項

#### (1) 協会の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員2社が加入し、特定業務会員1社が会員へ協会の種類を変更し、会員2社が特定業務会員へ協会の種類を変更し、6社の会員権が消滅（内訳：脱退5社、除名1社）した結果、会員数は、本年度末で259社（前年度比5社減）となっている。なお、会員のうち、外国法人は9社（前年度比増減なし）となっている。

会員の従業員数は、7年12月末で約86,000人（6年12月末約86,000人）と前年度から横ばいとなった。

会員の店舗数は、本年度末で1,884店（前年度末1,932店）と8年続けての減少となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員2社が加入し、会員2社が特定業務会員へ協会の種類を変更し、特定業務会員1社が会員へ協会の種類を変更し、特定業務会員権の消滅はなかった結果、特定業務会員数は、本年度末で14社（前年度比3社増）となっている。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員の加入はなく、2機関の特別会員権が消滅（内訳：合併1機関、脱退1機関）した結果、特別会員数は、本年度末で199機関（前年度比2機関減）となっている。

#### 業態別特別会員数（8.3.31現在）

| 業 態           | 特別会員数 |
|---------------|-------|
| 都 市 銀 行       | 5     |
| 信 託 銀 行       | 11    |
| 政府系・系統金融機関    | 3     |
| 地 方 銀 行       | 61    |
| 第 二 地 銀 協 地 銀 | 35    |
| 信 用 金 庫       | 37    |
| 信 用 金 庫 連 合 会 | 1     |
| 生 命 保 険 会 社   | 9     |
| 損 害 保 険 会 社   | 4     |
| 短 資 会 社       | 3     |
| 外 国 銀 行       | 14    |
| 証 券 金 融 会 社   | 1     |
| 信 用 組 合       | 3     |
| そ の 他 銀 行     | 12    |
| 合 計           | 199   |

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、本協会への加入を希望する者について、行政当局等と緊密な連携を取りつつ、業務・財務内容等の確認を行った。さらに、「加入審査等に関する専門調査会」においてその内容を検討し、本協会への加入に当たって問題がないことを確認した上で、総務委員会及び理事会において、当該者の加入について審議を行った。

既存の会員については、財務内容のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員については特に注視し、同専門調査会において当該会員の情報共有を行いつつ、必要に応じて行政当局等とも連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。また、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況を共有するため、本部担当部署の役員が訪問又はオンラインにより、地区の会員代表者等と意見交換を行った。

併せて、地区の会員から寄せられたニーズを踏まえ、本協会の自主規制業務を含む最近の取組み等について説明を行った。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、「特別会員懇談会」（20年8月設置）を本年度中、1回開催した。

本年度は、令和8年度収支予算原案について審議を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 政府審議会等への対応

#### ① 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」への対応

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等」、「金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度の創設」の論点について、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、それぞれ意見を述べた。

7年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書が公表された。

#### ② 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」への対応

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「暗号資産に関する制度のあり方等の検証」（ディスカッションペーパー）において示された規制見直しの方向性等について、「政策懇談会」における検討等を踏まえ、意見を述べた。

7年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告書が公表された。

### ③ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」への対応

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」にオブザーバーとして出席し、「虚偽記載等に対する責任のあり方（セーフハーバー・ルール）」について意見を述べた。さらに、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容や、準特定投資家による投資についての制度整備（投資勧誘制度の創設等）に向けた検討について説明を行った。

7年12月、本協会からの意見も踏まえ、金融庁より、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告が公表された。

## (2) サステナビリティ推進に向けた取組み

証券業界として、サステナブルな社会の実現に向けて社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、以下の取組みを行った。

### ① 証券業界における働きがいのある職場環境の整備やダイバーシティ推進に向けた取組み

働き方改革やダイバーシティを推進していくため、「会長と地区会員代表者との懇談会」や「代表者セミナー」において、会員代表者向けに、働き方改革・ダイバーシティ推進の必要性を訴求するリーフレットを配布し情報発信を行った。

7年10月、高齢者人口の増加に伴う仕事との両立が困難な役職員の離職を防ぎ、働きやすい職場環境づくりを促進するべく、会員役職員の意識醸成を目的とした「仕事と介護の両立サポートセミナー」を開催した。

7年11月、証券業界におけるダイバーシティ推進に向けた役職員の意識醸成を目的とした「証券業界におけるダイバーシティ推進カンファレンス」を開催した。

会員各社の人事担当者同士による人事制度・取組みに関する情報共有及びネットワーク構築の機会の提供を目的とした「人事担当管理職を対象とする業態別意見交換会」を、7年7月、対面（東京、大阪及び名古屋）、8年1月、オンラインで開催し、業態別に抱えている課題（採用・離職防止、シニア人材の活用等ダイバーシティ推進に関する取組み等）についてそれぞれ意見交換を行った。

### ② 経済的に厳しい状況にあるこども等への支援に向けた取組み

こどもの貧困問題の解決に向けて活動している NPO 法人等と会員を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加する NPO 法人等の選定・審査を行い、証券会社 61 社、NPO 法人等 50 団体の参加を得て、株主優待品や災害備蓄品等、3,974 件の支援につながった。

会員 109 社の各店舗等に設置されている古本等回収ボックスを通じて、こども家庭庁等が主導する「こどものみらい古本募金」に証券業界全体で参画した。

### ③ 大学との連携に向けた取組み

8年3月、東海国立大学機構との共催により、世界有数の産業集積地である東海地域の強みを生かした持続可能なイノベーションエコシステムの構築について、産業界・官公庁・学术界・金融業界が連携し、東海地域が牽引する日本の未来のために果たすべき役割等をテーマとしたシンポジウムを開催した。

### ④ 株主優待を活用したサステナビリティ推進に向けた取組み

会員が実施する株主優待等を活用し、SDGs に係る社会的課題に取り組む者を支援して SDGs の達成に資することを目的に設置した、株主優待 SDGs 基金について、本年度中、会員等 20 社より計 30,973,777 円の拠出を受け、「WFP 国連世界食糧計画」及び「こどもの未来応援基金」へ寄付した。

また、本取組みの更なる発展に向け、本基金を8年3月末に廃止し、(一社)全国銀行協会と協働して、8年4月に(一社)株主優待こども・若者貧困対策支援機構を設立することとした。

### (3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

#### ① NISAに関する広報活動の実施

6年からのNISA制度に対応した特設サイトの運営やパンフレットの提供を継続的に実施した。

制度への気づき・理解向上に資するCMを音声メディアのPodcastで配信したほか、ウェブやテレビでの動画広告を継続的に配信した。

「NISAの日(2月13日)」をきっかけに、NISAの認知・理解を深めてもらうとともに、資産形成・証券投資の重要性についての理解促進を図るため、「NISAの話をしよう」をコンセプトとした「NISAの日」企画(①SNSキャンペーン、②オリジナルショートドラマの配信)を実施した。

#### ② 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き設置した(本年度中、相談件数計857件)。

### (4) 非上場株式市場の利用拡大に向けた取組み

#### ① 非上場株式市場の利用拡大に向けた制度整備

7年4月、特定投資家向け銘柄制度(J-Ships)の対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

7年4月、令和6年金融商品取引法等改正において措置された「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部を改正し、5月施行した。

7年7月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する法人特定投資家への勧誘規制の見直しに関して、必要な対応を行う観点から、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

8年3月、後述する「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容に基づき、以下の対応を行った。

イ. スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引を促進する観点から、対象顧客を一般投資家以外の者のみに限定した場合における情報提供義務等の一部適用の緩和を行うため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

ロ. スタートアップ企業等への成長資金供給を拡大するため、特定投資家及び準特定投資家(特定投資家の移行要件を満たし一定のリスク許容度等を有する投資者)に対する新たな投資勧誘制度等の整備や、店頭有価証券の原則勧誘禁止の見直し等を行うため、「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等に係るパブリックコメントの募集を行った。

#### ② 非上場株式市場の利用拡大に向けた周知活動

7年7月、スタートアップ資金供給推進室を創設し、非上場株式取引の活性化に関する対応について、証券会社や関係機関等と意見交換を行った。

7年8月、9月、及び8年1月、非上場株式市場の利用拡大のため、(株)東京証券取引所や福岡証券取引所と共催したセミナーや長野県等主催のフォーラムにおいて非上場株式の投資勧誘制度についての講演を行った。

7年10月、日本のスタートアップ企業への成長資金供給促進に向けた課題・認識を共有することを目的に、金融庁「Japan Weeks」の一環として、「スタートアップフォーラム」を開催した。

### ③ スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会の開催について

本年度中、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（6年12月設置）を5回開催し、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化させる観点から、その課題等について意見交換を行い、7年9月、非上場株式の取引活性化策について取りまとめた「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書を公表した。

## (5) 社債市場の活性化に向けた取組み

7年6月、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書(2024年7月報告)の提言を踏まえ、引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性を確保するため「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方(社債券の適切な引受判断に係るガイドライン)」を策定した。同年9月より同ガイドラインが適用されたことから、その運用状況について注視した。また、同報告書に基づき、7年6月に「コベナンツモデル(参考モデル)」の改訂、「コベナンツ抵触時の対応の実務フロー」の策定及び「社債管理補助者に係る社債要項及び社債管理補助委託契約書の規定例について」の策定等、各種ガイドライン等の整備を行った。

7年10月より、経済産業省「企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」に委員として参加し、社債の活用領域拡大に向けた政策の方向性に係る検討に協力した。同研究会において問題提起された事項については、今後、本協会としても適切な対応を進める予定である。

## (6) 金融・資本市場統計の整備

8年1月、投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、第19回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、日本銀行 武藤一郎氏、(株)東京証券取引所 橋本元洋氏及び(株)大和総研 新田堯之氏より生成AI時代における統計関係の取組み及び求められる情報にかかるプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

## (7) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力の排除に向けた取組み

### ① 会員からの相談への対応及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務について、相談対応・支援等を行った(本年度中、5社7件の相談を受付)。

### ② 反社情報照会システムのより効果的な活用に向けた取組み

「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施(本年度中、オンラインにて計8回実施、計625名が受講)、証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施(本年度中、計42社に対して実施)等を行った。

### ③ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会にて構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会等を実施した（本年度中、計 77 回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、東京都・和歌山県・富山県・長崎県の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰等を受賞した。

#### ④ 弁護士会等との意見交換

定期的に弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施する等、積極的に意見交換を行った。

### (8) 全国証券大会の開催

令和 7 年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の 3 団体共催で、10 月 2 日午後 3 時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催した。

本大会では、本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①国民の安定的な資産形成の推進、②資本市場の更なる機能発揮に向けた取組み、③業界全体のレベルアップに向けた取組みの 3 点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の内閣総理大臣 石破茂氏（ビデオメッセージ）、金融担当大臣 加藤勝信氏、日本銀行副総裁 内田眞一氏及び（一社）日本経済団体連合会会長 筒井義信氏からそれぞれ挨拶が行われた。

### (9) 東京国際金融センターの推進等に係る取組み

金融プロモーション組織である（一社）東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）の正会員として、理事会（本年度中、6 回開催）に出席し、「国際金融都市・東京」構想の実現に係る検討に参加した。

### (10) 証券会社の業務や取組みを幅広く紹介する取組み

10 月 4 日の「証券投資の日」をきっかけに、広く証券投資の意義・目的の理解促進を図るため、「証券投資の日」イベント（トークショーと謎解きコンテンツを通して大学生とタレントが共に証券投資について学ぶイベント）を開催し、本イベントに係るアーカイブ動画を公開した（総再生回数：703,943 回）。

証券会社・証券業界の業務や役割、社会的意義等のより一層の理解促進を図るため、大学生向けの業界 PR イベント（証券業界・証券会社に関するクイズラリー）を開催したほか、特設サイト（「ギャップがすごいぞ！証券業界」）に証券会社の業務を紹介するマンガを掲載し、SNS 広告等により周知を行った。

### (11) 国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組み

6 年 7 月、それまで本協会が学校向け・社会人向けに行ってきた金融・証券教育支援事業は、基本的に J-FLEC に移管した。以降、J-FLEC において国民各層の金融リテラシー向上に向けた取組みを行っている。

### (12) 全国銀行協会との連携（MOU 締結）

本協会は、(一社)全国銀行協会との間で、金融リテラシーの向上及び子どもや若者の貧困対策への取組みに関して連携・協力することについて合意し、金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意(MOU)を締結している(3年12月)。7年12月、両協会において株主優待を原資とした寄付を目的とする「(一社)株主優待こども・若者貧困対策支援機構」を発起人として設立し、連携・協力の上運営することに伴い、「金融経済教育の推進およびこどもや若者の貧困対策に関する合意」(MOU)を見直し、再締結した。

7年12月、両協会会員における意識醸成や取組みの促進を図るため、家庭での余剰食品や日用品を持ち寄り、支援先団体への寄付を実施する「物資支援プロジェクト」を実施した(両協会の会員及び事務局を含め、全国34団体に段ボール約587箱分の食品や日用品等を支援)。

### (13) 株式の決済期間の短縮化(T+1化)に関する検討に係る取組み

7年7月、金融庁及び本協会、(株)日本証券クリアリング機構、(株)東京証券取引所を事務局とする「T+1化に関する勉強会」における検討結果を「T+1化に関する勉強会における議論(中間整理)」として取りまとめ、同庁より、同中間整理が公表された。

## 3 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 令和8年度税制改正に関する要望

7年9月、令和8年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 中間層の資産形成を支援するための税制措置

##### イ. NISA制度の更なる利便性向上等

(イ) 若者から高齢者まで全世代の安定的な資産形成を支援する観点から、こども支援や少子化対策の一環としての若年層の資産形成の推進や、退職世代を含むあらゆる世代に向けた資産運用サービスの充実を図るため、以下の措置を講ずること

(注) 制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

- ・ こども支援や少子化対策の一環として、若年層の資産形成の推進のため、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃し、未成年でも利用できるようにすること
- ・ 退職世代を含むあらゆる世代に向けて、投資の成果の一部を取り崩して生活に充てたいなどの様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等、投資商品の入替えをしやすくするために非課税保有限度額を当年中に復活すること等の措置を講ずること

(ロ) つみたて投資枠における指定インデックスの追加、NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと、NISAに関する事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること

(ハ) 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること

(ニ) NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

ロ. 確定拠出年金制度の拡充等

(イ) 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

- ・ 特別法人税の撤廃
- ・ 拠出限度額の引上げ
- ・ 「キャッチアップ拠出」の創設
- ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
- ・ 受給開始年齢上限の引上げ
- ・ 生涯拠出枠の創設（中長期的な課題）

(ロ) 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件緩和
- ・ 災害等のやむを得ない事情がある場合に限って中途引出しを可能とすること
- ・ 財形年金貯蓄から iDeCo への移換を可能とすること
- ・ 中途退職に伴う退職一時金等について企業型 DC 又は iDeCo への移換を可能とすること

② 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

イ. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

(イ) 世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること

(ロ) 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと

(ハ) 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

ロ. 特定口座間贈与の制限撤廃

- ・ 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

③ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

イ. デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

(注) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

ロ. 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

ハ. 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要）とすること

#### ④ スタートアップを支援するための税制措置

##### イ. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

(イ) 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い（配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等）とすること

- ・ J-Ships（特定投資家向け銘柄制度）において取り扱われるもの
- ・ 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

(ロ) スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

##### ロ. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- ・ 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託（例えば特定投資家私募の投資信託等）について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

#### ⑤ 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

##### イ. 特定口座等の利便性向上

(イ) 上場株式等（適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む）の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

(ロ) 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

(ハ) 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

(ニ) 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

(ホ) 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること

(ヘ) 投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、当該投資者が持株会等口座から振替の方法により直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座まで拡大すること

(ト) 金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できるようにすること

##### ロ. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

(イ) 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例に

ついて、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること

(ロ) 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること

(ハ) OECD の新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとする

(ニ) クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

#### ハ. 投資信託・投資法人制度等の拡充

(イ) 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること

- ・ 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃（少なくとも延長）すること
- ・ 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
- ・ 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における貸貸要件を不要とすること
- ・ ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること

(ロ) 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

(ハ) 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと

(ニ) 土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること

(ホ) 土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること

#### ニ. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- ・ 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式（RS）、譲渡制限株式ユニット（RSU）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

#### ホ. 事務手続の簡素化及び効率化

- ・ 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

#### ヘ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

#### ト. 配当の二重課税の排除

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

#### チ. 暗号資産取引等に係る課税の見直し

- ・ 暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと

### ⑥ サステナブルファイナンス推進のための税制措置

- ・ 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること）

## (2) 税制改正要望に関する各界との懇談

### ① 金融庁 令和8年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

7年7月、金融庁の令和8年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望を行った。

### ② 自由民主党各会合における意見陳述

イ. 7年10月、「証券市場育成等議員連盟懇談会」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

ロ. 7年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ③ 日本維新の会会合における意見陳述

7年11月、「税制調査会」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ④ 立憲民主党会合における意見陳述

7年10月、「財務金融部門会議」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ⑤ 国民民主党会合における意見陳述

7年11月、「税制調査会」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

### ⑥ 公明党会合における意見陳述

7年11月、「財政・金融部会」に出席し、証券業界の令和8年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

## (3) 「被害報告一元化に関する DDoS 事案及びランサムウェア事案報告様式」(案) 等に対する意見提出

7年8月、内閣官房国家サイバー統括室及び個人情報保護委員会において、「被害報告一元化に関する DDoS 事案及びランサムウェア事案報告様式」(案) が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、内閣官房国家サイバー統括室及び個人情報保護委員会へ提出した。

## (4) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案) に対する意見提出(不正アクセス・不正取引の防止関係)

7年8月、金融庁において、インターネット取引における認証方法や不正防止策を強化するために「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案) が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(5) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」等に対する意見提出

8年1月、警察庁において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(6) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する意見提出

8年2月、金融庁において、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂案が公表され、パブリックコメントが募集されたことに対応し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、同庁へ提出した。

(7) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）「温室効果ガス排出の開示に対する修正（IFRS S2号の修正案）」に対する意見提出

7年6月、ISSB が公表した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に対し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、ISSB へ意見書を提出した。

(8) サステナビリティ基準委員会（SSBJ）公開草案に対する意見提出

8年1月、SSBJが公開した公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対し、会員から寄せられた意見の取りまとめを行うとともに、SSBJへ意見書を提出した。

(9) 証券監督者国際機構の市中協議文書への意見提出

7年4月、証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議文書「ネオブローカー」について、会員からの意見募集を実施し、同年11月、関連する最終報告書について、その概要を取りまとめの上、会員にフィードバックを行った。

## 4 調査・研究に関する事項

(1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員への周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

① NISA及びジュニアNISA関係

- ・（国税庁からの周知依頼）NISAに係る届出事項等をe-Taxで送信する際の留意事項について
- ・ 認定クラウドに関する御質問事項への回答及び基準額提供事項の初回提供時のエラー対応等に係る御連絡について
- ・ 「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)」の改定について

- ・（国税庁からの周知依頼）認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書の改訂について
  - ・「新NISAに関するQ&A（金融商品取引業者等向けの情報）」（国税庁）の公表について
  - ・「NISAに係る実務上の取扱い（第14版）」及び「ジュニアNISAに係る実務上の取扱い（第18版）」並びに各種参考様式の改訂について
  - ・「2024年以降のNISAに関するQ&A」の改定及び本協会ウェブサイトへの掲載について
  - ・「NISAに係る実務上の取扱い（第14版）」の参考様式の新設について
  - ・（国税庁からの周知依頼）NISAクラウドからの総投資簿価残高情報の提供等について
- ② 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度関係
- ・「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における「特定取引を行う者の届出書」等の参考様式の改訂について
  - ・「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要（令和8年1月1日以降用）」等の追加等について
  - ・改訂CRS及びCARFに関する御質問事項への回答について
  - ・FAQ「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の改訂及びFAQ「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の公表について
  - ・共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する「届出書記載のポイント」等の追加等について
- ③ スピンオフ税制関係
- ・スピンオフ時における新規上場日の見直しに伴う株式分配対象会社の株式に係る税務上の取扱いについて
  - ・『「スピンオフ」の活用に関する手引き』（経済産業省ウェブサイト）の改訂について
- ④ その他
- ・（国税庁からの周知依頼）所得税徴収高計算書及び領収済通知書（納付書）の様式変更等について
  - ・番号制度導入後の本人確認措置について（改訂3版）
  - ・（国税庁からの周知依頼）国税庁のシステム更改に伴う口座振替関係帳票の様式等の変更について
  - ・（国税庁からの周知依頼）国税システムの刷新に伴うAI-OCR化対象帳票レイアウトの読取りテストの実施について

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

7年4月、「改訂CRS及びCARFに関する説明会」をオンラインで開催した。また、8年2月、『令和8年度税制改正大綱の概要』説明会」をオンラインで開催した。

## (3) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」の実施

7年9月、令和8年度税制改正要望等の参考とするため、全国の18歳以上の有価証券保有者5,000名を対象とした「個人投資家の証券投資に関する意識調査」（7年4月実施）の調査結果を取りまとめ、公表した。

#### (4) 「新NISA開始後の利用動向に関する調査」の実施

7年5月、新NISAの利用動向の実態を把握するため、6年中に新NISAで金融商品を購入した7,610名を対象とした「新NISA開始後の利用動向に関する調査」（7年1月実施）の調査結果を取りまとめ、公表した。

#### (5) 「新NISA白書2024」の発刊

7年6月、新NISA元年を契機として、1年間のNISA利用状況等についてのファクトとともに、資産形成の推進に関するワーキング・グループ委員による客観的な分析等を交えた「新NISA白書2024」を新たに発刊、公表した。

#### (6) 証券流通市場の機能に関する研究

本年度中、(公財)日本証券経済研究所及び(株)日本取引所グループと共同で、証券流通市場において新たな取引手法や取引の傾向・動きが見られる中、証券流通市場の機能について、学術的な観点から調査研究を行うため、「証券流通市場の機能に関する研究会」（同研究所に29年9月設置）を4回開催した。

#### (7) テクノロジーと金融革新に関する研究

本年度中、(公財)日本証券経済研究所と共同で、AIやビッグデータの利用拡大等テクノロジーがもたらす金融革新における新たな法的課題、これまでの金融市場や取引形態との関係で留意すべき点があるのか等について研究を進め、テクノロジーと金融革新が金融の新たな発展に資するための条件等について調査・分析を行うため、「テクノロジーと金融革新に関する研究会」（同研究所に2年9月設置）の第Ⅲ期セッションを8年1月より開始し、同研究会を1回開催した。

#### (8) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

7年4月、改訂CRS及びCARFに係る関連法令が8年1月に施行されることを踏まえ、会員向けの説明会を開催した。

また、7年6月、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」における「特定取引を行う者の届出書」等の参考様式の改訂し、会員に通知した。

7年12月、国税庁ウェブサイトにおいて、共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する「届出書記載のポイント」等が改訂されたことに伴い、周知を行った。

#### (9) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

7年6月、令和8年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果を令和8年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに、会員に通知・公表を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

|                    | 第二十二回調査<br>(7年6月末) | 第二十一回調査<br>(6年6月末) | 第二十回調査<br>(5年6月末) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 調査対象会員証券会社数(社)     | 264                | 271                | 273               |
| 特定口座取扱会社数(社)       | 143                | 152                | 152               |
| 特定口座数合計(口座)(A)     | 49,717,616         | 46,667,978         | 41,248,330        |
| 源泉徴収選択口座数合計(口座)(B) | 46,963,314         | 43,975,162         | 38,562,404        |
| 源泉徴収選択割合(B/A)      | 94.46%             | 94.23%             | 93.49%            |

(参考)

|                           |            |            |            |
|---------------------------|------------|------------|------------|
| 株式数比例配分方式選択口座数<br>(個人に限る) | 36,391,405 | 32,223,020 | 26,868,084 |
|---------------------------|------------|------------|------------|

(10) NISA口座等に係る調査の実施

7年6月及び12月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(基準日はそれぞれ7年6月30日及び12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに、会員に通知・公表を行った。

本年度中、会員10社におけるNISA口座の開設・利用状況について調査(月次)を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(「NISA口座の開設・利用状況調査」の概要)

|                    | 7年12月末現在   | 7年6月末現在    |
|--------------------|------------|------------|
| 調査対象会員証券会社数(社)     | 261        | 264        |
| 成長投資枠の取扱証券会社数(社)   | 125        | 125        |
| つみたて投資枠の取扱証券会社数(社) | 107        | 106        |
| NISA口座数合計(口座)      | 20,252,328 | 19,195,009 |

(11) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

7年12月、金融庁からの依頼に基づき、「ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(基準日は12月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(12) 非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査の実施

8年3月、金融庁からの依頼に基づき、「非居住者又は外国法人の保有する振替社債等の残高情報等の調査」(基準日は8年3月31日現在)を実施し、同庁に調査結果を提供した。

(13) インターネット取引に関する調査(半期)の実施

7年3月末及び9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(インターネット取引に関する調査結果)

|                  | 7年9月末       | 7年3月末       | 6年9月末       | 6年3月末       |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 取扱会員数(社)         | 94          | 94          | 94          | 95          |
| 口座数              | 51,233,322  | 48,959,755  | 46,823,466  | 45,457,543  |
| 株式等委託取引売買代金(百万円) | 629,309,858 | 524,216,322 | 527,731,965 | 486,016,083 |

(注) 上記「株式等委託取引売買代金」は、調査対象期間(4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日)のインターネットを經由した売買代金合計額である。

#### (14) 客員研究員制度

金融商品取引法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、前年度に引き続き第10期客員研究員(任期:6年4月～8年3月)5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を10回開催した。

また、第11期客員研究員(任期:8年4月～10年3月)5名の採用を決定した。

#### (15) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

JSDAキャピタルマーケットフォーラムは、我が国資本市場の発展を担う研究者の育成及び知識の蓄積のため、法学・経済学等分野の若手・中堅の研究者を中心に、学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信を行う場である。

本年度中、第6期(6年7月～8年6月)については、研究委員による研究の進捗について報告及び意見交換を行う中間報告会を3回開催するとともに、本フォーラムの過去の研究委員による近時の研究内容について報告及び意見交換を行う「研究委員OB・OG報告会」を3回開催した。

#### (16) 国際的な規制・制度に関する調査

国際的な法規制等の動向で影響が大きいものや参考となりうるもの(例:証券監督者国際機構(IOSCO)による「プリヘッジ」に係る最終報告書、「ネオブローカー」に係る最終報告書)について、都度、その概要を取りまとめの上、会員にフィードバックを行った。

#### (17) 「一億総株主・国民総株主の理想」の取組み

「一億総株主・国民総株主の理想」の考えを普及させるため、松下幸之助翁の執筆原稿「株式の大衆化で新たな繁栄を」及び本協会が各種機会に紹介した資料をウェブサイトに掲載している。

本年度は、ウェブサイトに掲載する国民の株式保有状況及び「株式の大衆化」のイメージを定期更新し、充実化を図った。

### 5 証券知識の普及・啓発に関する事項

6年7月、それまで本協会が学校向け・社会人向けに行ってきた金融・証券教育支援事業は、基本的にJ-FLECに移管した。以降、J-FLECの活動に対する継続的な人的・資金的支援のほか、J-FLECからの

受託業務を行うこと等により、証券知識の普及・啓発を図っている。ただし、大学等教育機関に対する証券業界の研究等に係る講師派遣、「全日本証券研究学生連盟」への支援等、証券業界特有の事業は、引き続き本協会において主体的に取り組んだ。

#### (1) 学校向け事業

##### ① 大学生向け講師派遣（「証券業界・証券市場って何だろう」）等の実施

大学生等に証券業界や証券市場に興味を持ってもらうための取組みとして、全国 13 先（計 15 回）に本協会職員もしくは講師を派遣して講義を行った。

7 年 10 月から 8 年 1 月までの間、北海道大学において、証券市場を活用した投資・資産形成に必要なリテラシー等の理解を深めてもらう目的で、「証券投資と金融リテラシー」の授業にて関係機関等と分担して講義（15 回）を実施した。

##### ② 「全日本証券研究学生連盟」への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。

同連盟は、7 年 12 月、証券市場等に関するテーマについて、論文の発表及びディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京にて開催し、全国の 24 大学から計 437 名の大学生が参加した。

また、同連盟の地域組織が関東・関西・中部の地区別にセミナー等を計 3 回開催し、計 211 名の参加を得た。

#### (2) 個人投資家のための証券税制Q&A（2025年版）の発刊

個人投資家のための証券税制 Q&A（2025 年版）を発刊し、冊子及び PDF ファイルについて会員を通じて、個人への提供を行った。

#### (3) 国際的な投資教育活動への参画

7 年 10 月、証券監督者国際機構（IOSCO）が実施するグローバルなキャンペーン「世界投資者週間（WIW）」に参画・協力し、ウェブサイト内に特設ページを設けて周知活動等を行った。また、8 年 2 月、関連するリレーションシップ投資詐欺防止キャンペーンに参画し、関連情報を会員に通知するとともに、ウェブサイトを通じて周知した。

#### (4) 有価証券投資に関連した詐欺への対応

特設サイト、協会公式 SNS、コールセンターの運営、リーフレットやポスターの配布・掲示等を通じて、有価証券投資に関連した詐欺に関する注意喚起を実施した。

また、各都道府県警察等と連携し、街頭注意喚起イベントを行った。

#### (5) 「とうしくん」ぬいぐるみ等の製作・販売

証券業界を身近に感じてもらうため、証券業界のマスコットキャラクターである「とうしくん」のボールチェーンを製作し、ぬいぐるみとともに一般向けに販売した。

#### (6) 金融経済教育推進会議との連携について

金融経済教育推進会議が提供する e ラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」

において、本協会、(株)東京証券取引所及び(一社)投資信託協会と連名で3つの動画教材を提供した。

## 6 株式市場等に関する事項

### (1) 非上場株式に投資する投資家層の拡大に向けた「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正

7年4月、J-Shipsの対象に受益証券発行信託やトークン化された非上場株式を追加するため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

### (2) 非上場有価証券特例仲介等業務に係る金融商品取引法等の改正に伴う「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正

7年4月、令和6年金融商品取引法等改正において措置された「非上場有価証券特例仲介等業務」に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から、「店頭有価証券に関する規則」等の一部を改正し、5月施行した。

### (3) 「持株制度に関するガイドライン」の一部改正

7年6月、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正を踏まえ、「持株制度に関するガイドライン」の一部を改正し、同月施行した。

### (4) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正

- ① 7年6月、PTS Information Networkが廃止されることを踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部を改正し、7月施行した。
- ② 8年3月、(株)東京証券取引所における銘柄別信用取引残高情報の公表頻度等の見直しを踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部を改正した(施行日未定)。

### (5) 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正

7年7月、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」で取りまとめられた株式投資型クラウドファンディングに関する法人特定投資家への勧誘規制の見直しに関して、必要な対応を行う観点から、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部を改正し、同月施行した。

### (6) 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正

8年2月、自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた、「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止についての検討結果を踏まえ、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行った。

### (7) セカンダリー取引に係る規制の見直しやJ-Shipsの利活用拡大に向けた「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正

8年3月、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容を踏まえ、

スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引を促進する観点から、対象顧客を一般投資家以外の者のみに限定した場合における情報提供義務等の一部適用を緩和や、特定証券情報の実務負担の軽減（記載に代えることができる添付書類の範囲の拡大）を図るため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部を改正し、同月施行した。

#### (8) 「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定等

8年3月、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容を踏まえ、スタートアップ企業等への成長資金供給を拡大するため、特定投資家及び準特定投資家（特定投資家の移行要件を満たし一定のリスク許容度等を有する投資者）に対する新たな投資勧誘制度の創設等及び店頭有価証券の原則勧誘禁止の見直し等に伴う「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等に係るパブリックコメントの募集を行った。

#### (9) 「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定

8年3月、新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項を取りまとめた「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を策定した。

## 7 公社債市場等に関する事項

### (1) 社債の取引情報の報告・発表制度の見直し

7年5月、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」での検討を踏まえ、社債の取引情報の報告・発表制度における発表対象銘柄拡大のため、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則』等の一部を改正し、11月施行した。

### (2) 社債市場の活性化に向けた環境整備

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書（2024年7月報告）の提言を踏まえ、引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性確保の在り方について、「引受けに関するワーキング・グループ」及び「引受審査に関するワーキング・グループ」において「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」の策定に係る検討を行い、7年6月に策定し、9月から適用した。また、同報告書に基づき、社債のコベナンツの実効性を確保する観点から、「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」において各種ガイドライン等の整備について検討を行い、7年6月、「コベナンツモデル（参考モデル）」の改訂、「コベナンツ抵触時の対応の実務フロー」の策定及び「社債管理補助者に係る社債要項及び社債管理補助委託契約書の規定例について」の策定を行った。

### (3) 売買参考統計値等の発表等

協会が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会及び顧客の参考に資するため、協会からの報告等に基づき、売買参考統計値、個人向け社債等の店頭気配情報及び社債の取引情

報の発表等を行った。

本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）については異動がなかった（8年3月末現在の指定報告協会員は11社）。

#### (4) 社債券等の売買高が100億円以上の銘柄の発行者の公表

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第153条第4号ハ(1)の規定に基づき、親法人等又は子法人等が発行する社債券等の引受けに係る主幹事会社に就任しようとする協会員からの報告等を踏まえ、当該協会員の親法人等又は子法人等が発行した社債券等のうち、直近1年間の売買高が100億円以上の銘柄の発行者の名称を毎月公表した。

### 8 外国証券等に関する事項

#### (1) 「外国証券取引口座約款」の一部改訂

7年7月、外国株券等保管振替決済制度において取り扱われる外国株券等に係る配当金等（償還金等を含むすべての金銭）について、当該配当金等支払開始日から5年間の経過によって支払義務が免除される除斥期間を設定するため、(株)証券保管振替機構及び(株)東京証券取引所において、関係規程の一部改正が行われたことを踏まえ、「外国証券取引口座約款」の一部改訂を行うとともに、当該改訂に係る顧客への事前周知や個別通知を行う際に協会員が利用するリーフレットを作成した。

#### (2) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、7年6月に6年度下期分を公表した。また、7年4月に実施した統計情報の見直しに係るアンケートの結果を踏まえ、業務効率化の観点から、「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の公表頻度を見直した（年2回（6月、12月）から年1回（6月）に変更）。

#### (3) 外国投資信託証券の確認

我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を14件受理した。

#### (4) 法令に基づく公表等

##### ① 金融商品取引法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、毎月公表した。

##### ② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

### ③ 金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金融商品取引法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会等に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

### (5) 外国証券の移管事務の効率化に関する取組み

証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた取組みの一環として、外国証券の移管事務の効率化について「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」で検討を行い、移管依頼書及び移管事項証明書に記載すべき事項のデータ授受を CSV ファイルで行うことを柱とした移管事務効率化を図る標準処理フローを策定するとともに、各種参考様式の改訂等を行った。

## 9 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

### (1) 店頭デリバティブ取引に関する新たな規制への取組み

店頭デリバティブ取引について金融機関等が識別子を付して所管当局に報告する国際的な取引報告制度の導入が進められていることに伴い、国際標準化機構 (ISO) 金融サービス専門委員会 (TC68) 金融サービスにおける参照データ小委員会 (SC8) 商品識別子諮問グループ (AG5) に委員 (エキスパート) として参加するとともに、ISIN の付番等を行う国際コード機関協会 (ANNA) デリバティブサービス局 (DSB) の商品委員会 (PC) 及び技術諮問委員会 (TAC) にオブザーバーとして参加した。

### (2) 証券化市場の発行動向及び残高調査

協会等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表した。

また、証券化市場の発行動向を取りまとめた資料を年度ごとに、残高を取りまとめた資料を半期ごとに公表した。

### (3) Prepayment Standard Japan (PSJ) 予測統計値の公表

一定の要件を満たす会員から PSJ 予測値の報告を受け、集計の上統計処理を行った数値 (PSJ 予測統計値) を毎月2回公表した。

## 10 投資勧誘等に関する事項

### (1) 適切な営業姿勢の徹底

#### ① 仕組債の販売勧誘の現状を踏まえた対応

会員における複雑な仕組債の取扱状況を把握するため、四半期毎に会員から複雑な仕組債の販売・償還状況等の報告を受け、その結果を翌々月の月末に公表した。

#### ② 高齢社会に対応した販売勧誘に関する取組み

7年9月、協会員が様々な場面で高齢顧客に接していく際に創意工夫を行うための参考情報を掲載している「高齢顧客ブック」について、協會員の役職員向け研修における高齢顧客取引の説明状況、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に寄せられた高齢者に係る苦情相談を追加する等の改訂を行った。

③ 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の製作

主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を製作し、協會員に頒布した。

(2) 自主規制規則の見直しに関する事項

毎年度、協會員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集・検討しており、これに関する検討計画・検討結果を自主規制会議に報告し、公表している。本年度は、見直し提案2件について検討を行った。

(3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

① 内部者登録カードの整備への対応関係

7年5月及び11月、協會員における内部者登録カードの整備に資するため、上場会社の非上場親会社・上場会社等の主な子会社・上場投資法人の主な特定関係法人について、会員に通知するとともに公表した。

② 「役員等情報データベース提供制度」の導入に向けた対応

7年10月、現行の内部者登録・照合システム（J-IRISS）に代わる制度である「役員等情報データベース提供制度」の導入に向けて、役員等情報データベースの利用申請の事前受付を実施する等の対応を行った。

(4) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

7年11月、金融庁「疑わしい取引の参考事例」の改訂を踏まえ、「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」を改訂したほか、8年2月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に規定される本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項等について周知した。

このほか、経済制裁対象者等が指定された場合の対応等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する情報を発信した。

(5) 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく対応

① 仕組債及び外国投信に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた取組み

6年9月に改訂された「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨を踏まえ、7年4月、「仕組債及び外国投資信託証券に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた実務上の取扱い」を策定した。

② 外貨建債券の価格等の情報提供に関する取組み

7年7月に公表された金融庁の「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」において、外貨建債券の販売・管理態勢に関し、「顧客本位の業務運営

に関する原則」の原則4「手数料等の明確化」の観点から、顧客の投資判断に資する情報を開示することが重要であると示されたことを踏まえ、8年3月、「外貨建債券の価格等の情報提供に係る実務上の取扱い」を策定した。

#### (6) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」を開催し、金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図った。また、本協議会の下部機関である「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」において、同ワーキング・グループに参加している各金融商品取引業協会の実務者と自主規制業務に関する情報交換を行った。

#### (7) 当局との情報・意見交換

金融庁、証券取引等監視委員会との間で、自主規制業務に関連する情報・意見交換を行った。

### 11 研修・資格試験に関する事項

#### (1) 協会の役職員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会では、6年7月に策定した当面の主要課題において、「顧客本位の業務運営の推進・市場仲介者としての機能と信頼性の向上に取り組む」として、「顧客本位の業務運営の徹底に向けた取組み」、「高齢社会に対応した金融サービスの実現に向けた取組み」、「協会のコンプライアンス体制整備の支援」等を掲げた。

これに伴い、「本協会が実施する自主規制に関する研修の基本計画（2025年度）」では、基本方針として「法令・諸規則等の遵守の徹底に関するプログラムの実施」、「より一層質の高い金融商品・サービスを提供するための具体的事例等を取り込んだコンプライアンスや顧客本位の業務運営に関するプログラムの実施」、「経営者から初任者に至るまで階層別に、倫理をテーマにした研修コンテンツの拡充・新設」、「初任者向け体系的な研修プログラムの構築」と定めた。

この研修基本計画に基づき「自主規制規則に基づく研修」及び「倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修」を実施するとともに、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、「自主規制規則に基づく研修」等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ、実施（詳細は①、②のとおり）した。

さらに、上記研修のほか、税制や商品の基礎的・実務的知識に関する研修、ハラスメントに関する研修を実施（詳細は③のとおり）しており、各研修の実施に当たっては、研修事業の更なる充実を図ることを目的として行ったアンケート等において寄せられた要望を踏まえ、新たなテーマを取り入れた。

研修の実施方法については、環境に左右されない受講機会を提供する観点から、引き続きオンデマンド配信での実施（会場で開催した「代表者セミナー」を除く）とするとともに、研修の更なる利活用や理解促進を図るため、受講申込から受講開始までの期間の短縮化や具体的事例を取り上げたプログラムの分割受講を可能とすることにより、受講者の利便性の向上を図った。

また、協会員の社内研修に対する支援等のため、本協会職員の講師派遣及び外部講師の紹介を行っ

た（詳細は④のとおり）。

なお、上記の各種研修に加えて、「会員のニーズを踏まえた、役職員の知識向上等に資する研修プログラム」の提供を行っており、会員の役職員向け「JSDA トレーニング・ハブ」におけるオンデマンド動画配信の提供に加え、認知症サポーター養成講座や集合研修を実施した（詳細は⑤、⑥、⑦のとおり）。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」等、本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基づく指定研修を5コース・10講座実施した（計3,058名受講）。

#### ② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」等の研修を5コース・67講座実施した（計7,072名受講）。

#### ③ 税制や商品の基礎的・実務的知識に関する研修、ハラスメントに関する研修

営業員や経理部門等の担当者が税制や商品に関する基礎的・実務的知識を習得するための研修及びハラスメントに関する研修を3コース・15講座実施した（計843名受講）。

#### ④ 協会の社内研修への講師派遣等

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会の社内研修に対して、本協会職員の講師派遣及び法律家等の外部講師の紹介を延べ5件行った。

#### ⑤ 「JSDA トレーニング・ハブ」における研修動画配信

会員の役職員を対象とした動画配信サイト「JSDA トレーニング・ハブ」において、役職員の業務に役立つ知識や旬のトピックス、本協会が開催した説明会等（制度改正の解説、サイバーセキュリティ、暗号資産とステーブルコイン、ダイバーシティ推進カンファレンス等）についてオンデマンド配信を行った（掲載動画99本、計8,506回再生）。

#### ⑥ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座を開催した（2回実施、延べ27社・134名参加、オンライン開催）。

#### ⑦ 集合研修

会員の職員同士の情報交換や情報交換による気付きの機会の提供、モチベーションの維持・向上を目的に、若手社員集合研修（1回実施、計24社・26名参加）、中堅社員交流会（1回実施、計31社・31名参加）、女性社員集合研修（1回実施、計29社・29名参加）を実施した。

また、名古屋地区において、新入社員及び若手社員を対象とする集合研修（3回実施、延べ21社・98名参加）を実施した。

## (2) 外務員登録事務及び外務員等資格試験等の実施

### ① 外務員登録事務の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員及び協会

員から委託を受ける金融商品仲介業者（以下、本節において「協会員等」という。）に所属する外務員の登録事務を行っている。本年度における外務員登録事務処理件数は、登録 40,449 件、変更 6,031 件及び抹消 39,336 件であった。

## ② 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、外務員登録の要件として自主規制規則において、外務員資格試験（一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者は 54,089 名、合格者は 29,353 名であった。

また、証券業界あるいは外務員への関心を高めてもらうこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方を対象に一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験の受験を開放しており、本年度における受験者は 11,161 名、合格者は 7,975 名であった。加えて、一般の方を対象とした金融商品取引業基礎試験について、本年度における受験者は 27 名、合格者は 17 名であった。なお、金融商品取引業基礎試験は外務員資格試験により受験者のニーズが代替されている状況が確認されたこと等を踏まえ、7 年 11 月、廃止した。

協会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者の配置を義務付けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験（会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験）に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする内部管理責任者資格試験の受験者は 17,469 名、合格者は 14,758 名であった。また、他の金融商品取引業に関わる組織・団体の会員内部管理責任者資格試験の受験者は 8 名、合格者は 8 名であった。

外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の保護に資するために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、原則として 5 年ごとに外務員資格更新研修の受講を求めている。なお、7 年 1 月からオンラインでの受講のみ可能としている。本年度における外務員資格更新研修の受講者は 75,691 名、修了者は 75,197 名であった。

## ③ 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料として、以下の外務員必携等を作成し、イからハまでは有償で頒布し、ニ及びホはウェブサイトにおいて PDF データを無償で公開した。

イ. 「2026 年版 外務員必携」 1～4 巻

ロ. 「2025 年版 特別会員外務員必携」

ハ. 「2025 年版 営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）」

ニ. 英語による「2025 年版 外務員必携」 1～4 巻

ホ. 英語による「2025 年版 営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）」

## 12 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

① 監査の実施状況

本協会が実施する監査は、協会の自主的な取組を尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況や法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。

本年度においても、監査対象先の業務内容、顧客層、リスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、76先（会員46社（特別監査1社）、特別会員30機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、「令和7年度監査計画」の重点事項に掲げた①業務運営体制を踏まえた内部管理態勢等の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③ファイアーウォール規制に係る遵守状況の検証、④金融商品仲介業務に係る管理状況の検証、⑤顧客資産の分別管理の状況の検証、⑥財務の健全性に係る検証、⑦マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）への取組状況の検証、⑧売買管理態勢等の整備状況の検証、⑨サイバーセキュリティ対策への取組状況の検証、⑩個人情報の管理状況の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定した。

また、協会に対する監査において、委託先管理の実施状況を点検するに当たり、委託先の金融商品仲介業者8社に直接確認を行った。

本年度は、75先（会員47社、特別会員28機関）に対し監査結果を通知した。そのうち、19先（会員18社、特別会員1機関）において文書により指摘事項を通知した。

② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

透明性及び信頼性の高い適切な監査の実施に資するため、監査の実施状況に関して、監査対象先のうち会員28社、特別会員8機関に対しオンサイト監査モニターを実施した。

別途、オフサイト監査モニター制度として、監査結果通知書の交付日から1か月間、書面（電子データを含む）により意見を受け付けることとしている。

③ 行政当局、他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び日本取引所自主規制法人との間で、監査業務についての情報共有を行う等、緊密な連携を図った。また、監査員研修には金融庁等から講師を招へいした。

④ 監査結果の概要の周知等

年度上半期・通期に係る監査結果の概要をウェブサイトで公表するとともに協会に通知した。また、協会における法令・諸規則違反の未然防止をはじめとした内部管理態勢の構築等に資するため、監査結果の概要や主な指摘事例について、協会に通知した。

（参考1）監査の実施状況（着手ベース）

（単位：社・機関）

|        | 7年度   | 6年度   | 5年度   | 4年度   | 3年度   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 会員     | 46(1) | 52(0) | 56(1) | 56(1) | 46(0) |
| 特定業務会員 | 0     | 0     | 0     | 0     | 4     |
| 特別会員   | 30    | 31    | 26    | 26    | 24    |
| 合計     | 76    | 83    | 82    | 82    | 74    |

（注）（ ）は、特別監査（フォローアップ監査を含む。）に係るものを内書き。

(参考2) 監査結果の通知状況

(単位：社)

| 会員                  | 7年度  | 6年度  | 5年度  | 4年度  | 3年度  |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 結果通知先数              | 47   | 57   | 51   | 54   | 45   |
| (うち文書により指摘事項を通知した先) | (18) | (20) | (12) | (16) | (11) |

(単位：社)

| 特定業務会員              | 7年度 | 6年度 | 5年度 | 4年度 | 3年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 結果通知先数              | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   |
| (うち文書により指摘事項を通知した先) | (0) | (0) | (0) | (1) | (0) |

(単位：機関)

| 特別会員                | 7年度 | 6年度 | 5年度 | 4年度 | 3年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 結果通知先数              | 28  | 31  | 27  | 26  | 27  |
| (うち文書により指摘事項を通知した先) | (1) | (5) | (4) | (1) | (3) |

(2) モニタリングに関する事項

① 経営状況等に応じたモニタリングの実施

イ. 毎月、自己資本規制比率が200%を下回った会員・特定業務会員のほか、業務・財産の状況、顧客資産の分別管理の状況、役員貸付の状況等からモニタリングの必要がある会員・特定業務会員を抽出する等、継続的かつきめ細かいモニタリングを実施した。

また、風評がある等、個別の問題が表面化する前に何らかの対応を要する情報が得られた会員・特定業務会員については、適宜、モニタリングを実施した。

ロ. 金融商品取引業又は登録金融機関業務を廃止する協会員、分別管理の状況や自己資本規制比率の算出等について確認すべき事項が認められた協会員に対し、実地確認等を実施した(会員6社)。

② 行政当局等との連携

モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、緊密な連携を図った。

(3) 監査結果を踏まえたフォローアップ

協会員における内部管理態勢の整備等のため、定款第19条第1項の規定に基づき、会員1社に対し、文書による監査結果の通知事項に対する改善状況等の報告徴求を行った。

(4) 協会の処分等

① 協会の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員1社に対する除名処分及び会員1社に対する過怠金の賦課処分(併せて同第29条に基づき勧告)を行った。

(参考1) 協会員に対する処分

【協会員処分の件数】

(単位：件)

|            | 7年度 | 6年度 | 5年度 |
|------------|-----|-----|-----|
| 除名         | 1   | 0   | 0   |
| 会員権の停止又は制限 | 0   | 0   | 0   |
| 過怠金の賦課     | 1   | 4   | 3   |
| 譴責         | 0   | 0   | 2   |
| 合計         | 2   | 4   | 5   |

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会員の従業員に関する規則」第12条及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（7名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）、職務停止処分（6名）並びに職務禁止措置の決定（2名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5及び「協会員の従業員に関する規則」第12条の規定に基づき、登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）、二級不都合行為者の取扱いの決定（2名）並びに職務停止処分（5名）を行った。

また、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第18条の規定に基づき、内部管理責任者の配置禁止措置の決定（1名）を行った。

④ 特定業務会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特定業務会員の外務員等に関する処分等事案はなかった。

⑤ 協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分等

本年度中、協会員を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、「金融商品仲介業者に関する規則」第29条の規定に基づき、職務禁止措置の決定（2名）を行った。

(参考2) 外務員等に対する処分

【②から⑤の処分者を行為別に分類した件数】

(単位：人)

|                     | 7年度 | 6年度 | 5年度 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| 着服                  | 12  | 10  | 6   |
| 外務員の職務に関して著しく不適当な行為 | 4   | 3   | 1   |
| 虚偽告知、虚偽表示、誤解表示      | 3   | 9   | 6   |
| 投機的売買、自己の信用取引等      | 2   | 1   | 4   |
| 相場操縦行為等             | 2   | 0   | 0   |
| 無断売買                | 1   | 1   | 12  |
| その他                 | 4   | 5   | 12  |
| 合計                  | 28  | 29  | 41  |

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、その中から最も処分等に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

なお、8年1月、着服等の重大な事案が毎年一定件数発生していること等を踏まえ、外務員等処分の状況及び顧客資産等の着服事案調査の結果を取りまとめ、コンプライアンス・レターとして協会会員に通知した。

## (5) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補填に係る損失が事故に起因するものであることにつき、損失補填の額に応じて、①財務局長等(内閣総理大臣)の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合(金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号)及び③事後に報告することを条件とする場合(金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項)には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補填を行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

### ① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会会員から提出された「事故確認申請(損失補填の額が1,000万円超)」について審査を行った(本年度中の会員に係る審査件数:1件、特定業務会員に係る審査件数:0件、特別会員に係る審査件数:0件)。

### ② 事故確認委員会による調査及び確認

協会会員から提出された「委員会調査確認申請(同100万円超1,000万円以下)」について調査及び確認を行った(本年度中の会員に係る確認件数:26件、特定業務会員に係る確認件数:0件、特別会員に係る確認件数:0件)。

### ③ 事故報告に係る事務

協会会員から「事故報告(同100万円以下)」として提出された、財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項に基づく事故報告書」の取りまとめを行った(本年度中の会員に係る報告件数:6,339件、特定業務会員に係る報告件数:5件、特別会員に係る報告件数:333件)。

(参考) 事故の確認の状況

【①から③の各件数】(注)

(単位：件)

|                | 7年度   | 6年度    | 5年度    |
|----------------|-------|--------|--------|
| ① 事故確認申請の件数    | 1     | 0      | 2      |
| ② 委員会調査確認申請の件数 | 26    | 129    | 10     |
| ③ 事故報告の件数      | 6,677 | 28,696 | 20,949 |
| 合 計            | 6,704 | 28,825 | 20,961 |

(注) 6年度の「委員会調査確認申請」及び「事故報告」の件数には、特定の社における個別性の高い事案について行われた事故確認申請等を含む。

【7年度における①から③の行為区分別の内訳】

(単位：件)

|                | 未確認<br>売買 | 誤認<br>勧誘 | 事務<br>ミス | システム<br>障害 | その他<br>法令違反 | 計     |
|----------------|-----------|----------|----------|------------|-------------|-------|
| ① 事故確認申請の件数    | 1         | 0        | 0        | 0          | 0           | 1     |
| ② 委員会調査確認申請の件数 | 11        | 12       | 0        | 0          | 3           | 26    |
| ③ 事故報告の件数      | 570       | 885      | 691      | 4,366      | 165         | 6,677 |
| 合 計            | 582       | 897      | 691      | 4,366      | 168         | 6,704 |

### 13 あっせん・苦情相談に関する事項

#### (1) 協会の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、金融 ADR を行う第三者機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) に対し、本協会の協会員等の業務に対する顧客からの相談受付け、苦情解決及び紛争解決のためのあっせん業務を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は次のとおりである (件数は本協会の協会員を対象としたもの)。

##### ① 7年度 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん申立て等の状況

(単位：件)

| 区分       | 年度        | 7年度   | 6年度   | 5年度   | 4年度  | 3年度  |
|----------|-----------|-------|-------|-------|------|------|
|          | 年度当初の係属事案 |       | 51    | 81    | 77   | 32   |
| 新規申立事案   |           | 115   | 162   | 220   | 165  | 105  |
| 最終事案     |           | 135   | 192   | 216   | 120  | 122  |
|          | 和解        | (100) | (145) | (168) | (79) | (76) |
|          | 不調        | (31)  | (44)  | (40)  | (38) | (44) |
|          | 取下げ等      | (4)   | (3)   | (8)   | (3)  | (2)  |
| 年度末の係属事案 |           | 31    | 51    | 81    | 77   | 32   |

##### ② 7年度 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する苦情・相談件数

(単位：件)

| 苦情・相談内容      | 地区別  | 北海道        | 東北  | 東京    | 名古屋 | 北陸 | 大阪  | 中国  | 四国  | 九州  | その他 | 合計    |
|--------------|------|------------|-----|-------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|              | 苦情   | ① 勧誘に関する苦情 | 4   | 5     | 101 | 27 | 2   | 17  | 6   | 4   | 15  | 0     |
| ② 売買取引に関する苦情 |      | 2          | 9   | 205   | 47  | 3  | 46  | 7   | 9   | 24  | 0   | 352   |
| ③ 事務処理に関する苦情 |      | 6          | 9   | 216   | 41  | 1  | 23  | 2   | 7   | 23  | 0   | 328   |
| ④ その他の苦情     |      | 1          | 1   | 36    | 14  | 2  | 6   | 1   | 3   | 5   | 0   | 69    |
| 苦情合計         |      | 13         | 24  | 558   | 129 | 8  | 92  | 16  | 23  | 67  | 0   | 930   |
| 相談           | 相談合計 | 61         | 105 | 1,558 | 394 | 76 | 726 | 160 | 82  | 204 | 3   | 3,369 |
| 苦情・相談合計      |      | 74         | 129 | 2,116 | 523 | 84 | 818 | 176 | 105 | 271 | 3   | 4,299 |

##### ③ FINMAC に寄せられた苦情相談の分析

本協会は、協会員の業務の改善・向上に資するため、FINMAC に寄せられた苦情相談について商品

別や相談内容別といった具体的な切り口やテーマに基づいた分析を行っており、7年6月、前年度に寄せられた苦情相談の分析結果を自主規制会議に報告するとともに協会員に周知した。

また、必要と認めた協会員に対しては、当該協会員に関する苦情相談の状況をフィードバックする等、直接のコミュニケーションを行った。

## (2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報等の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

| 区分     |                        | 年度  |     |     |     |     |
|--------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|        |                        | 7年度 | 6年度 | 5年度 | 4年度 | 3年度 |
| 苦<br>情 | 利用目的の特定関係              | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   |
|        | 利用目的による制限関係            | 0   | 0   | 3   | 2   | 0   |
|        | 不適正な利用の禁止関係            | 0   | 0   | 0   | 0   | -   |
|        | 適正な取得関係                | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   |
|        | 取得に際しての利用目的の通知等関係      | 0   | 0   | 0   | 1   | 3   |
|        | データ内容の正確性の確保関係         | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   |
|        | 安全管理措置関係               | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   |
|        | 漏えい等の報告等関係             | 0   | 1   | 1   | 1   | -   |
|        | 第三者提供の制限関係             | 0   | 3   | 3   | 2   | 2   |
|        | 外国への第三者提供の制限関係         | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | 個人関連情報の第三者提供の制限等関係     | 0   | 0   | 0   | 0   | -   |
|        | 保有個人データに関する事項の公表、開示等関係 | 2   | 2   | 7   | 2   | 2   |
|        | 仮名加工情報の取扱い関係           | 0   | 0   | 0   | 0   | -   |
|        | 匿名加工情報の取扱い関係           | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | その他                    | 3   | 8   | 3   | 0   | 5   |
| 合 計    | 5                      | 15  | 17  | 9   | 15  |     |
| 相<br>談 | 相談・問合せ等                | 18  | 12  | 16  | 17  | 19  |
| 合 計    |                        | 23  | 27  | 33  | 26  | 34  |

(注) 4年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、区分の項目に一部変更がある。

## 14 国際資本市場に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関等との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構（IOSCO）関連会議

7年5月、カタールにて開催された IOSCO／協力会員諮問委員会（AMCC）の年次総会に参加し、投資家保護、サステナビリティ、Fintech、金融システムの強靱性強化等に係る IOSCO の議論の状況や今後の計画等について意見交換を行った。

7年6月、11月、8年3月、各国（アルゼンチン、シンガポール、ルーマニア）にて開催されたリテール市場及び投資家教育等に関する IOSCO 第8委員会会合にオブザーバーとして参加し、海外の関係当局とともに、個人投資家の保護に関する新たな課題に係る取組み、各法域及び国際機関における投資教育・普及啓発に係る取組み等について、意見交換を行った。

7年10月、英国にて開催された IOSCO・AMCC 中間会合に参加し、各国当局が注目する現状の課題やリスク等について情報収集を行った。また、併せて開催された規制当局向け研修セミナーにも参加した。同議論の状況については、11月の自主規制会議において報告した。

#### ② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

7年5月、英国 ケンブリッジにて開催された第38回 ICSA 年次総会に参加した。本会合では、特に昨今の金融市場の変化、資本市場における規制の簡素化（規制緩和等）や取引透明性に係る課題及び各国の株式決済期間の短縮化（T+1）の進捗・検討状況について活発に議論を行った。

7年9月、モンゴル ウランバートルにて開催された ICSA 中間会合に参加した。本会合では、次回会合のテーマ等について議論を行った。

#### ③ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

7年9月、モンゴル証券業協会（MASD）の主催により、モンゴル ウランバートルにおいて開催された第30回アジア証券人フォーラム（ASF）年次総会に参加した。本会合では、各メンバーによるマーケットレポートのほか、「アジアの資本市場の30年の歩み」、「リテール投資家向け施策」及び「今後30年のアジアの資本市場の展望」に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、ASF 創設30周年という機会をとらえ、今後のアジア・オセアニア地域の資本市場の更なる発展に向けた共通認識として ASF 「ウランバートル宣言」を採択した。

7年12月、東京で第18回 ASF 東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア13の国・地域から証券市場に係る自主規制機関及び業界団体等計17機関を迎えて、本協会での研修のほか、取引所及び規制当局を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、本協会の自主規制業務を含む、関係機関の役割や業務内容等を紹介した。また、リテール市場の新たなリスクについて、意見交換を行った。

#### ④ 日本市場の海外向けプロモーションの推進

8年2月、投資対象及び取引・ビジネスの場としての日本市場のプロモーション、日本への投資促進を主な目的として、(株)日本取引所グループ（JPX）及び国際資本市場協会（ICMA）との共催により、「第15回日本証券サミット」を英国ロンドンにて開催した。日本経済のデフレ脱却、「資産運用立国」の実現に向けた幅広い取組み、日本企業のガバナンス改革の進展等を踏まえ、日本市場の状況及び将来展望について海外に向けたプロモーションを行った。

本イベントでは、財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） 片山さつき氏によるビデオメッセージを放映したほか、（一社）東京国際金融機構 代表理事 会長 中曾宏氏、金融庁 金融国際審議官 三好敏之氏、及びJPX 取締役兼代表執行役グループCEO 山道裕己氏によるリードスピーチが行われ、各種の改革に向けた取組みについて説明が行われた。パネル・ディスカッションやファイヤーサイドチャットでは、「日本経済見通しと投資機会—なぜ今、日本なのか」、「日本株式市場の最近の動向—投資家には何を意味するのか」及び「日本国債市場インサイダー発行市場・流通市場と財務省の取組み」と題するテーマについて、内外市場関係者を迎えて意見交換を行った。

## (2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの照会への対応、関係団体との情報交換、海外向けの講義等を行った。

- ① 7年6月、中国証券業協会（SAC）の関係者に対し、監査及び処分を中心とした、本協会の自主規制業務の概要について説明を行うとともに、意見交換を行った。
- ② 7年10月、アジア証券業金融市場協会（ASIFMA）からの要請を受け、シンガポールにて開催されたASIFMA資産運用会合における私的年金に係るパネルに参加し、議論・意見交換を行った。
- ③ 7年11月、金融庁 グローバル金融連携センター（GLOPAC）の研修プログラムに協力し、新興国等の金融当局職員に対し、自主規制機関の機能及びスタートアップに関する本協会の取組みについて講義を行うとともに、意見交換を行った。
- ④ 8年2月、米投資信託協会（ICI）の関係者が本協会を訪問し、日本の資産運用立国推進等に係る施策について意見交換を行った。
- ⑤ 8年3月、米国証券取引委員会（SEC）の暗号資産タスクフォースの関係者が本協会を訪問し、米国におけるデジタル資産関係規制の取組みや見通しについて、意見交換を行った。
- ⑥ 8年3月、米国金融取引業規制機構（FINRA）の実務者レベルの担当者との情報交換会を実施し、証券口座の不正アクセス・不正取引における投資家保護、証券業界における新技術を用いた業務効率化等に係る両機関の最近の取組みや課題等について情報・意見交換を行った。

## (3) サステナブルファイナンスの推進

- ・ トランジション・ファイナンスを含むサステナブルファイナンス等の最新の取組みに係る市場関係者への意義・情報発信、理解促進の働きかけ・支援

7年6月、フランクフルトで開催された国際資本市場協会（ICMA）年次総会カンファレンスにおけるプログラムの一つとして、日本のトランジション戦略の意義を伝えることを目的とした海外市場関係者向けのラウンドテーブルを開催した。関係省庁等の日本関係者がGX推進戦略・GX経済移行債等の展望について説明し、海外市場関係者と意見交換を行った。

7年11月、ICMAとの共催により、ICMA原則年次カンファレンス（11th Annual Conference of the Principles）を開催した。同カンファレンスには規制当局の幹部、発行体、銀行、証券会社、（機関）投資家等を初めとする国内外の市場関係者が参加し、日本からは金融庁長官 伊藤豊氏、（独）年金積立金管理運用（GPIF）理事長 内田和人氏、経済産業省経済産業政策局長 畠山陽二郎氏等により基調講演が行われたほか、ICMAよりクライメート・トランジション・ボンド・ガイドラインが公表され、クライメート・トランジション・ファイナンス、アジア並びにグローバルな市場動向や規制動向等についてパネル・ディスカッションを行った。

## 15 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

7年6月、「証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券業界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2024年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、11月に調査結果を公表した。

### (2) 寄付への取組み

寄付要請があった団体のうち、本年度中に8団体に対して寄付を行った。

## 16 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

| 地区協会<br>区分 | 北海道 | 東北 | 東京 | 名古屋 | 北陸 | 大阪 | 中国 | 四国 | 九州 | 合計 |
|------------|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 地区別評議会(回)  | 11  | 11 | 5  | 12  | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 94 |

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

##### ・ 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員で構成する「東京地区地方証券等評議会」を7回開催した（東京地区評議会と東京地区リテール証券評議会との合同開催を含む）。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を4回開催した（東京地区評議会及び東京地区地方証券等評議会との合同開催を含む）。

#### <大阪地区協会>

##### ① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。また、7年10月、他地区会員との交流を図るため、京都市において、「四国地区会員との懇談会」を開催した。

##### ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁、証券取引等監視委員会及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を6回開催した。

##### ③ 地区特別事業

本年度中、各界の有識者と会員代表者等との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を3回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を9回開催した。また、7年10月、証券投資の促進と投資者層の裾野拡大を図るため、会員各社及び㈱大阪取引所と連携し、「証

券投資の日」街頭広報活動及び「株式・経済講演会」を開催した。

#### <九州地区協会>

- ・ 地区特別事業

7年10月、金融証券知識の普及・啓発活動として、一般向け主催セミナー「『証券投資の日』記念セミナー」を会員部支援のもと、福岡及び熊本において会場参加型イベントとして実施し、正しい証券投資に関する知識と情報の習得の支援、NISA制度及び九州地区管内に本・支店が存在する会員のうち希望のあった会員の周知活動を行った。

## 17 内部統制に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部統制システム

本協会事務局組織においては、内部統制システムの整備に関する事務局内規程を設け、会長をはじめとする常勤役員等で構成するコンプライアンス委員会が、内部統制システムの整備に関する重要な事項を決定している。

この体制の下、各部署においては、手順書等を定めこれに基づき運用し、運用状況を把握・点検して改善・見直しを図っている。また、後述のとおり、内部監査部門を設け、各部署における業務の執行状況を監査している。

## 18 内部監査に関する事項

### ○ 本協会事務局組織における内部監査

#### (1) 部署別監査

##### ① 業務の遂行の状況等に関する監査

各部署における内部統制システムの構築及び運用状況並びに所管業務の適正な遂行の状況等を重点項目として、本部12部4室及び3地区協会を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、副会長・専務理事、以下同じ）及び常任監事に報告し、改善すべき事項が認められた部署に対して改善措置策の提出を要請した。

また、内部統制システムの構築及び運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

##### ② 個人情報等の業務上知り得た情報の取扱状況に関する監査

個人情報等の取扱状況につき、業務の遂行の状況等に関する監査と併せて本部12部4室及び3地区協会を対象に監査を実施し、その結果については、代表役員及び常任監事並びにコンプライアンス委員会事務局に報告した。

#### (2) 改善措置策の実行状況等のフォローアップ

部署別監査につき、改善措置策の提出があった1部を対象にフォローアップを実施するとともに、その実行状況を確認し、代表役員及び常任監事に報告した。

## 19 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として定例の記者会見を計10回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表した。

### (2) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

7年11月、午前9時30分に首都直下地震が発生した想定の下、合同訓練を実施した。本訓練では、日銀ネットの稼働状況が一部ブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供や協会員による被災状況等について、BCPWEBを用いて情報の更新・共有を行うとともに、各社における関係部署間の連携体制の確認等を実施した。

なお、本訓練では、証券市場BCPの発動に伴い、①公社債市場BCP対策会議における市場慣行の変更推奨の協議、②証券インフラ機関のシステム（㈱日本取引所グループの取引システム並びに、㈱日本証券クリアリング機構、㈱証券保管振替機構及び㈱ほふりクリアリングの清算・決済システム）がバックアップセンターへ切り替えられた場合の対応準備や接続確認等、③金融庁よりBCPWEBの双方向機能を通じた報告要請がなされたことに伴う、会員における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況の報告、④短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、⑤公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働確認を行った。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

7年6月16日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、全て原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 「定款」の一部改正の件
- 第2号議案 令和6年度 事業報告書承認の件
- 第3号議案 令和6年度 収支計算書承認の件
- 第4号議案 令和7年度 事業計画書承認の件
- 第5号議案 令和7年度 収支予算書承認の件
- 第6号議案 会長及び常任理事選任の件  
(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告)

#### (2) 臨時総会

8年3月17日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、全て原案どおり承認可決した。

- ・ 「定款」の一部改正について
- ・ 自主規制会議 有識者委員の選任について

### 2 理事会

本年度中、理事会を21回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「定款」等の一部改正等について(案)
- ・ 証券業界におけるミドル・バックオフィス業務集約化の取組みについて一新設される業務基盤監理会社への日証協出資について
- ・ 「動き出した『貯蓄から投資』、その先を見据えて」(案)について
- ・ 「協会予算・財務等の中期的運営についての考え方」(案)及び令和8年度予算編成の指針(案)について
- ・ 令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について
- ・ 令和6年度収支計算書及び令和7年度収支予算書について
- ・ 令和7年度収支決算見込み及び令和8年度収支予算(案)について
- ・ 新役員等候補者について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

## (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を15回開催し、自主規制に係る重要な事項につき審議した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の一部改正について
- ・ 『『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則』等の一部改正について
- ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正に伴う「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正案について
- ・ 「社債券の適切な引受判断に係るガイドライン」の策定について
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
- ・ 金商法関連内閣府令の改正に伴う「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」等の一部改正について
- ・ 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
- ・ 処分通知等のデジタル化に係る「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について
- ・ 「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について
- ・ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について
- ・ 一般社団法人資産運用業協会の発足に伴う自主規制規則の一部改正について
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 協会に対する処分について
- ・ 「令和8年度監査計画」について（案）
- ・ 自主規制に関する研修の基本計画（2026年度）（案）について

また、自主規制会議の下部機関である「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（22年1月設置）を2回開催し、以下の事項について報告及び検討を行った。

イ。「仕組債及び外国投資信託証券に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた実務上の取扱い」について

「仕組債及び外国投信に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に係る勉強会」において取りまとめられた「仕組債及び外国投資信託証券に関するプロダクトガバナンスの実効性の確保に向けた実務上の取扱い」に関して、報告を行った。

ロ。「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直しについて

自主規制規則の見直しに関する提案を踏まえ、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第9条の意向の確認等の特例について、その行為の実態が登録金融機関金融商品仲介行為に該当するか否かにかかわらず、協会が他の協会の委託を受けて業務を行っているときは特例を適用可能とすることについて、検討を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を14回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「令和8年度税制改正に関する要望」(案)について
- ・ 令和7年全国証券大会における「所信」(案)について
- ・ 証券評議会からの提案事項(「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の改正について)
- ・ 「証券業界におけるカスタマーハラスメント対応方針」及び「証券業界におけるカスタマーハラスメント対策ポスター」について(証券評議会からの提案事項)
- ・ 2025年度の広報実施計画(案)について
- ・ 一般社団法人「株主優待こども・若者貧困対策支援機構」設立について(株主優待SDGs基金関連)
- ・ 「一般社団法人株主優待こども・若者貧困対策支援機構」2026年度証券界による一般社団法人の新設について(案)(株主優待SDGs基金関連) 拠出分の支援先(案)について
- ・ 証券業界におけるサステナビリティ推進に関する施策等について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」(24年12月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、確定拠出年金制度に係る令和8年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ② 本年度中、「証券税制に関するワーキング・グループ」(16年7月設置)を13回開催した。

本ワーキング・グループでは、令和8年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ③ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関するワーキング・グループ」(5年7月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、反社情報照会システムの利用料金に係る照会単価の予想について報告を行った。

- ④ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」(21年6月設置)を1回開催した。

本懇談会では、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、日本銀行 武藤一郎氏、(株)東京証券取引所 橋本元洋氏及び(株)大和総研 新田氏堯之より、生成AI時代における統計関係の取り組み及び求められる情報にかかるプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑤ 本年度中、「証券会社最高情報責任者(CIO)懇談会」(20年9月設置)を3回開催した。

本懇談会では、金融庁総合政策局より、サイバーセキュリティに関する講演会を開催し、意見交換を行った。

また、JPXシステムの仕組みについて(株)日本取引所グループ(JPX)と意見交換を行ったほか、フ

ィッシング対策協議会等のサイバーセキュリティ専門機関より、サイバー空間の脅威の現状と企業及びCIO・CISOとして講ずべき対策について講演会を開催し、意見交換を行った。

- ⑥ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、会員において発生した主なシステム障害事案を四半期ごとに取りまとめ周知した。

- ⑦ 本年度中、「証券広報検討ワーキング・グループ」（6年2月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「貯蓄から投資へ」の機運を高め、確かな動きにするべく、より一層、証券会社・証券業界の魅力向上等に繋がる広報施策の検討を行った。

- ⑧ 本年度中、「寄金ワーキング・グループ」（16年9月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、寄付要請があった案件について、寄付金拠出の有無又は拠出案の検討を行った。

- ⑨ 本年度中、「社会貢献ワーキング・グループ」（19年10月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「2024年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」の調査結果を取りまとめ、調査結果について報告を行った。

- ⑩ 本年度中、「家族サポート証券口座に関する検討ワーキング・グループ」（5年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、制度要綱記載内容の明確化及び公証人制度変更にかかるQ&Aの改正等について検討を行った。

- ⑪ 本年度中、「サステナブルファイナンス推進委員会」（6年4月設置）を3回開催した。

本委員会では、サステナブルファイナンス推進にあたり取り組むべき施策等について議論・検討を行った。

また、本委員会の下部機関として設置された「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」ではサステナブルファイナンスを取り巻く環境の変化を受けての証券業界としての施策等について、「サステナビリティ基準ワーキング・グループ」では国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）によるサステナビリティ開示基準の公開草案に対する証券業界のコメント等について、それぞれ検討を行った。

- ⑫ 本年度中、「働き方改革・ダイバーシティ推進委員会」（6年4月設置）を2回開催した。

本委員会では、証券業界における生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、ダイバーシティ推進に向け、証券業界の現状及び課題を踏まえた具体的施策の検討を行った。

- ⑬ 本年度中、「こどもの貧困対策支援委員会」（6年4月設置）を4回開催した。

本委員会では、経済的に厳しい状況にあるこども等への援助に係る施策の検討やこどもの貧困問題の解決に向けて活動しているNPO法人等と会員を結ぶ「こどもサポート証券ネット」の効率的かつ実効的な運営のため、参加するNPO法人等の選定・審査を行った。

- ⑭ 本年度中、「資産形成の推進に関するワーキング・グループ」（6年10月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成に関する調査研究並びに情報発信等及び資産形成支援に向けた取組みの推進に関する事項等について検討を行った。

7年5月、本ワーキング・グループでの議論に基づき「新NISA開始後の利用動向に関する調査」の調査結果を取りまとめ、公表した。

7年6月、新NISA元年を契機として、1年間のNISA利用状況等についてのファクトとともに、本ワーキング・グループ委員による客観的な分析等を交えた「新NISA白書2024」を新たに発刊、公表した。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を23回開催した。本年度の主な審議事項は以下のとおりである。

- ・ 「定款」等の一部改正について（案）
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に伴う「定款」の一部改正（案）について
- ・ 「経理規則」の一部改正等について（案）
- ・ 「外務員登録・資格管理システムのリプレースに関するシステム検討部会」の設置について
- ・ 外務員登録・資格管理システムリプレースシステム化計画書（案）について
- ・ 「協会予算・財務等の中期的運営についての考え方」（案）について
- ・ 「令和8年度予算編成の指針」（案）について
- ・ 令和7年度収支決算見込みについて
- ・ 令和8年度収支予算（案）について
- ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関の本協会加入又は脱退について
- ・ 協会の種類の変更について

併せて、本協会における調達事案について審議した。本年度の主な調達事案は以下のとおりである。

- ・ J-IRISSに代わる新制度について（第I種調達事案）
- ・ 第15回日本証券サミットの開催に係る調達について（第I種調達事案）

また、総務委員会の下部機関である分科会の検討状況は、以下のとおりである。

#### ① 本年度中、「財務分科会」を9回開催した。

本分科会では、8年度から3か年の協会の予算・財務等の中期的運営についての考え方（案）、令和8年度予算編成の指針（案）を取りまとめたほか、決算報告の審査、資格管理事業における四半期ごとの外務員資格試験受験者数等について報告・意見交換を行った。また、「外務員登録・資格管理システムのリプレースに関するシステム検討部会」を設置し、外務員登録・資格管理システムリプレースシステム化計画書（案）を審議した。

#### ② 本年度中、「協会資産 運用諮問・検証分科会」を5回開催した。

本分科会では、運用状況の報告及び令和8年度運用計画について意見交換を行った。

### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を3回開催した。本年度の主な審議・報告事項は以下のとおりである。

- ・ 動き出した「貯蓄から投資」の流れを本格的なものにしていくため、今、証券業界に求められる行動規範のイメージについて
- ・ 「動き出した『貯蓄から投資』、その先を見据えて」（案）について

### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を3回開催した。本年度の主な報告事項は以下のとおりである。

- ・ J-FLEC の活動状況について
- ・ J-FLEC の決算、予算概要について
- ・ 地方における金融経済教育の推進に向けた取組み等について

#### 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

##### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を5回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、以下の事項について、本評議会から証券戦略会議への審議・報告を行った。

- ・ 「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の改正について
- ・ 証券業界におけるカスタマーハラスメント対策共通マニュアル及び対応事例集の策定について
- ・ 「証券業界におけるカスタマーハラスメント対応方針」及び「証券業界におけるカスタマーハラスメント対策ポスター」について
- ・ 令和9年度税制改正要望に関する提案について

その他、本評議会の下部機関である「カスタマーハラスメント対応に関する検討会」を3回開催し、検討結果として、以下の具体的内容を取りまとめた。

- ・ 証券業界におけるカスタマーハラスメント対策共通マニュアル及び対応事例集
- ・ 証券業界におけるカスタマーハラスメント対応方針
- ・ 証券業界におけるカスタマーハラスメント対策ポスター

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員、金融庁及び証券取引等監視委員会の担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を4回開催し、証券市場に関する諸問題について、積極的に意見交換等を行った。

##### (2) 業態別評議会

###### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会を6回開催し、以下の内容について、講師・事務局より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 今後のJPXの取組み等について（講師：㈱東京証券取引所 川井洋毅氏）
- ・ 高齢層のライフステージに対する金融サービスの在り方について（講師：フィンウェル研究所 野尻哲史氏）「システム利用状況に関するアンケート」の結果について
- ・ 金融経済教育推進機構(J-FLEC)の業務の状況等について（講師：J-FLEC 教育企画部長 島村昌征氏）
- ・ 2026年の市場動向について（講師：大和証券㈱ 木野内栄治氏）
- ・ リテール証券ビジネスにおける生成AIの活用について（講師：大和証券㈱ 長谷川理氏）

###### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を4回開催し、以下の内容について、講師・事務局より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ 「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書等について

- ・ ステーブルコインで切り拓く 次世代金融インフラ（講師：JPYC(株) 岡部典孝氏）
- ・ 欧州におけるプロダクトガバナンスの取組み状況について（講師：PwC Japan 有限責任監査法人 久保直毅氏）

さらに、本評議会の検討テーマに関連し、金融庁担当官を招いて、以下の内容について説明を受け、意見交換を行った。

- ・ AI×証券ビジネスの未来：AI ディスカッションペーパーに学ぶ AI 活用のヒント

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を 8 回開催し、証券評議会への提案として、以下の内容を取りまとめた。

- ・ 「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の改正について
- ・ 令和 9 年度税制改正要望に関する提案について

また、以下の内容について、講師より説明を受け、意見交換を行った。

- ・ フィンフルエンサー対策の最新動向について（講師：(株)大和総研 谷京氏）

その他、本評議会の下部機関である「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」を 8 回開催した。

業態別評議会の参加会員数（延べ）

（単位：社）

| 業態別評議会名      | 7 年度末 | 6 年度末 | 増減数 |
|--------------|-------|-------|-----|
| リテール証券評議会    | 77    | 79    | ▲2  |
| ホールセール証券評議会  | 29    | 30    | ▲1  |
| インターネット証券評議会 | 31    | 28    | 3   |
| 合計           | 137   | 137   | 0   |

### (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を 12 回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

## 5 分科会・委員会等

### (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を 11 回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について
- ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正に伴う「有価証券関連業經理の統一に関する規則」の一部改正案について
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

- ・ 処分通知等のデジタル化に係る「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について
- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 「令和8年度監査計画」について（案）
- ・ 自主規制に関する研修の基本計画（2026年度）（案）について

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループの本年度中の検討状況は以下のとおりである。

- ・ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「自主規制に関する研修の基本計画（2026年度）（案）」を取りまとめた。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を8回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、必要な事項を自主規制会議に付議した。

- ・ PTS Information Network の廃止等に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 「持株制度に関するガイドライン」の一部改正について
- ・ 金商法関連内閣府令の改正に伴う「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」等の一部改正について
- ・ 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について
- ・ 「協会におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集等について
- ・ 「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 銘柄別信用取引残高情報の公表頻度の見直し等に伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について
- ・ 一般社団法人資産運用業協会の発足に伴う自主規制規則の一部改正について
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正について
- ・ 新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドラインについて
- ・ 上記規則改正を踏まえた『私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則』の考え方について（ガイドライン）」の一部改正について

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは以下の事項について検討を行った。

- イ. 「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドラ

イン)」の策定（公社債分科会所管事項）

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書（2024年7月報告）の提言を踏まえ、7年6月、引受業務を通じたコベナンツ付与の実効性を確保するため、「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」を策定した。（公社債分科会所管事項）

ロ。「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正及び「プレ・ヒアリングの取扱いに関するガイドライン」の策定

自主規制規則の見直しに関する提案として寄せられた「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止を踏まえ、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の改正及び「プレ・ヒアリングの取扱いに関するガイドライン」の策定について検討を行った。

ハ。「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定

新規上場時の発行者による会計不正の問題が顕在化する事例が見られることを踏まえ、新規上場時の会計不正事例の再発防止に向けて、主幹事会員が引受審査業務を実施するに当たって特に留意すべき事項として、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を策定することについて検討を行った。

② 本年度中、「引受審査に関するワーキング・グループ」（23年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「引受けに関するワーキング・グループ」と共催で、以下の事項について検討を行った。

イ。「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」の策定（公社債分科会所管事項）

ロ。「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定

③ 本年度中、「売買管理等に関するワーキング・グループ」（22年3月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、長期国債先物の自己取引に係る自主点検結果等を踏まえた対応について検討を行った。

④ 本年度中、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（30年10月設置、3年7月改組）を6回開催した。

本ワーキング・グループでは、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書の内容に基づき、以下の事項について検討を行った。

イ。スタートアップ企業等の株式のセカンダリー取引を促進する観点から、対象顧客を一般投資家以外の者のみに限定した場合における情報提供義務等の一部適用の緩和や、特定証券情報の実務負担の軽減（記載に代えることができる添付書類の範囲の拡大）を図るため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について検討を行った。

ロ。スタートアップ企業等への成長資金供給を拡大するため、特定投資家及び準特定投資家（特定投資家の移行要件を満たし一定のリスク許容度等を有する投資者）に対する新たな投資勧誘制度の創設等及び店頭有価証券の原則勧誘禁止の見直し等に伴う「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」の制定案等について検討を行った。

ハ。上記懇談会報告書において示されたKGI（市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること）に計上する金額等について検討を行った。

### (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を4回開催し、主に次に掲げる事項について審議し、自主規制会議に付議した。

- ・ 「有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）」の策定について
- ・ 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について
- ・ 一般社団法人資産運用業協会の発足に伴う自主規制規則の一部改正について

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（24年8月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の報告・発表制度が社債の流動性に与える影響等について検証し、発表対象銘柄の拡大及び発表事項の見直しの必要性等について検討を行った。

- ② 本年度中、「社債等の発行手続に関するワーキング・グループ」（元年12月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の対象外の社債券等に係る販売後の発行会社への報告や、起債運営の適正化・透明化等について検討を行った。

### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を1回開催した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関であるワーキング・グループの開催はなかった。

### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を2回開催し、協会員の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会員の外務員等に関する処分等について審議し、本協会会長に報告した。

### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を10回開催し、協会員から提出された事故調査確認申請書について審議した。

### (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、外務員等資格試験委員会を2回開催し、不正受験事案に対する措置を決定したほか、金融商品取引業基礎試験の廃止に係る報告等を行った。

## 6 監事会

本年度中、監事会を7回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査（四半期監査及び決算監査）等を実施した。7年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、6年度監査報告書を作成した。また、7月、7事務年度監事監査の方針・計画等を策定し、理事会に報告した。

## 7 人事推薦委員会

本年度中、自主規制会議人事推薦委員会を3回、証券戦略会議人事推薦委員会を2回、人事推薦合同委員会を5回開催し、本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を理事会に推薦した。

## 8 懇談会等

### (1) 政策懇談会

本年度中、「政策懇談会」を2回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 7年5月、法務省の担当者から法制審議会における「会社法制に関する諮問」について説明するとともに、本懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ② 7年12月、医療保険制度等における金融所得に関する検討状況について説明するとともに、本懇談会メンバーと意見交換を行った。

### (2) 会員代表者合同会議（金融庁、財務省、J-FLEC、経済産業省との意見交換会）

本年度中、会員代表者合同会議を10回開催し、金融庁、財務省、経済産業省幹部及びJ-FLEC役員との意見交換を行った。

### (3) 国際関係懇談会

7年4月、国際証券監督者機構（IOSCO）より公表された市中協議文書「ネオブローカー」について、国際関係懇談会からの意見募集を実施し、同年11月、関連する最終報告書について、その概要を取りまとめの上、フィードバックを行った。

### (4) BCP 対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を4回開催した。

本委員会での検討状況は、以下のとおりである。

- ① 本年度の証券市場BCP合同訓練を行うに当たり、証券インフラ機関のシステムの切替えに係る市場参加者等における業務影響を検討するためのポイントのほか、公社債報告・集計システム、取引所外取引の報告・公表システム及びフェニックス銘柄システムの稼働状況を踏まえた自社対応訓練並びに他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた合同訓練の手順等について検討を行った。

② 8年3月、本年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。

#### (5) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

#### (6) NISA推進戦略協議会及びNISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」（25年3月設置）を1回開催し、NISA取扱業者の便宜及び職場つみたてNISAの普及促進等に資するため、クレジットカード決済が利用できる旨を明確化するよう、「職場つみたてNISAに関するガイドライン」等の一部を改定した。

#### (7) 証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会

本年度中、「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」（6年5月設置）を2回開催した。会員各社の共通課題であるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けて、本懇談会下部の部会における検討結果も踏まえた検討を行い、7年6月『証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会』報告書（2025年6月報告）を取りまとめた。

#### (8) スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会

本年度中、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（6年12月設置）を5回開催し、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化させる観点から、その課題等について意見交換を行い、7年9月、非上場株式の取引活性化について取りまとめた「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書を公表した。

#### (9) 協会の役員等の一層の信頼性向上に向けた検討会

7年9月、「協会の役員等の一層の信頼性向上に向けた検討会」を設置し、本年度中、5回開催した。本検討会では、不正事案の実例に対する理解を深めるとともに、不正のトライアングルを踏まえた取組み、その他の信頼性向上のための方策について検討した。

## 9 役員等

### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 7年6月30日付け退任 森田敏夫氏（会長）、永井浩二氏、中田誠司氏、岳野万里夫氏（副会長）、松尾元信氏（専務理事）
- ② 7年7月1日付け就任 日比野隆司氏（会長）、中田誠司氏、永井浩二氏、岳野万里夫氏（副会長）、松尾元信氏（副会長・専務理事）

### (2) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 7年4月1日付け就任 半沢淳一氏（特別会員理事）
- ② 7年6月30日付け退任 新芝宏之氏（会員理事）、梅原知彦氏、西村永良氏（会員監事）
- ③ 7年7月1日付け就任 新芝宏之氏（会員理事）、梅原知彦氏、西村永良氏（会員監事）
- ④ 8年3月31日付け退任 半沢淳一氏（特別会員理事）

### (3) 執行役の就退任

- ① 7年6月30日付け退任 石黒淳史氏（専務執行役）、松本昌男氏、山本悟氏（常務執行役）、菱川功氏（執行役）
- ② 7年7月1日付け就任 石黒淳史氏（専務執行役）、松本昌男氏、山本悟氏、森本健一氏（常務執行役）、菱川功氏（執行役）

（注）7年3月31日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月13日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月16日の定時総会で会長及び常任理事選出